

参考3-1-1 河川水開発の概要

我が国の河川流量は、年によって、また季節によって大きく変動する。この河川流量の変動にかかわらず、河川水を年間を通して安定して利用できることが河川水利用の基本となる。したがって、新たな水利用を行う場合においては、従来の水利用や、水質、生態系の保全など流水の正常な機能を維持するとともに、安定した水利用が可能となるようにしなければならない。

河川水の自然流量のうち図の①が年間を通じて安定して流れる量であり、河川によって異なるものの、従来の水利用や、水質、生態系の保全など流水の正常な機能を維持するための流量はおおむねこの流量程度で賄われている。この流量を超えて、更に新規用水として②あるいは③に当たる年間を通して安定した流量を開発しようとする場合、渇水時に図のAあるいはBの部分が不足することになるが、このために、ダム等の水資源開発施設を設け必要な補給量を豊水時に貯水しなければならない。このようにして、はじめて年間通して安定した新規用水の利用が可能となる。

しかしながら、一部の地域では増大する水需要に水資源開発が追い付かず、水資源開発施設が近い将来に建設されること等を条件に、緊急かつ暫定的に、図のA部分が不足したままの不安定取水がなされている。不安定取水は、河川流量が豊富な時には取水できるが、流況が悪化した時には取水できないものである。

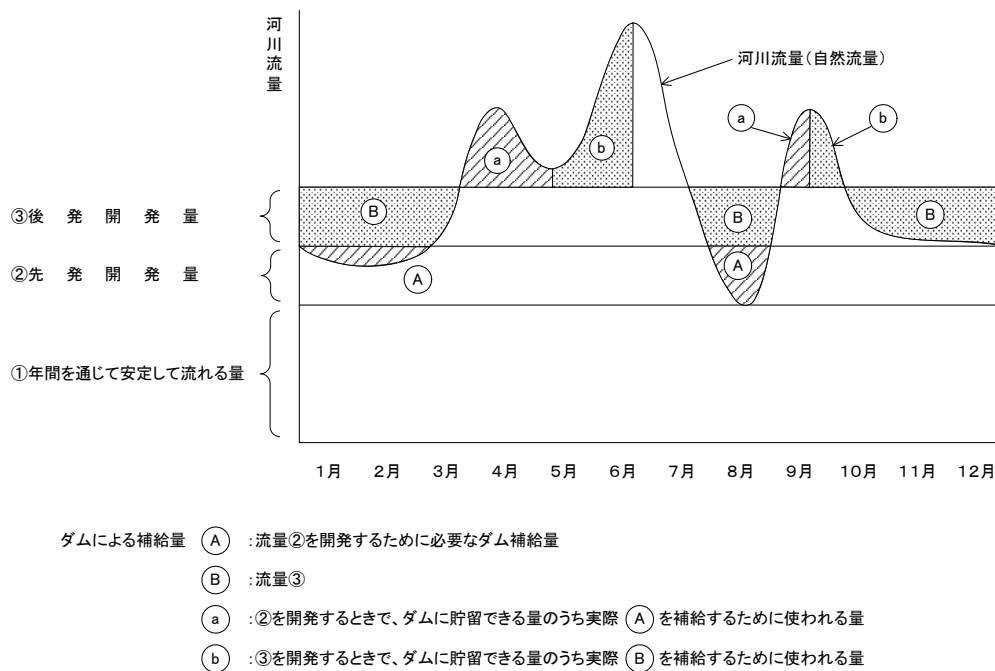


図 渇水年の河川流量と河川水の開発概念図

また、河川水の利用の進展に伴って、同一の河川において同じ水量を開発するのに要するダム等の水資源開発施設の規模（貯水池容量）は大きくなる。例えば、図で同じ水量②と③をこの順序に開発する場合、要する補給量は、それぞれAとBであり、後から開発するのに要する補給量の方が大きくなる。このように河川水の利用の進展に伴い、補給に必要なダム等の貯水池容量は大きくなり、水資源の開発効率は低下し、開発に要する費用も増加する。

参考3-1-2 完成した水資源開発施設による都市用水の開発水量

(単位:億 m^3 /年)

年度	水道用水	工業用水	計
1975年度まで	43.4	25.8	69.2
1982年度	62.3	40.0	102.3
1983年度	64.3	41.2	105.5
1984年度	65.4	41.7	107.1
1985年度	66.4	41.7	108.1
1986年度	67.2	41.8	108.9
1987年度	68.5	42.0	110.6
1988年度	69.9	42.0	111.9
1989年度	72.8	42.1	114.9
1990年度	77.4	44.6	121.9
1991年度	87.0	47.5	134.5
1992年度	89.3	47.8	137.1
1993年度	90.6	48.8	139.4
1994年度	93.1	52.7	145.9
1995年度	96.7	56.8	153.6
1996年度	98.7	57.1	155.7
1997年度	100.9	57.5	158.4
1998年度	102.8	57.9	160.6
1999年度	105.7	58.0	163.7
2000年度	110.5	58.5	169.0
2001年度	114.0	58.8	172.8
2002年度	114.5	58.9	173.4
2003年度	115.9	58.9	174.9
2004年度	117.3	59.0	176.3
2005年度	118.5	59.1	177.6
2006年度	118.8	59.1	177.9
2007年度	121.4	59.9	181.3
2008年度	121.6	59.9	181.5
2009年度	121.9	59.9	181.8
2010年度	122.3	59.9	182.2
2011年度	123.0	60.0	183.1
2012年度	125.4	60.2	185.6
2013年度	125.6	60.2	185.8
2014年度	125.7	60.2	185.9
2015年度	125.7	60.2	185.9
2016年度	125.7	60.2	185.9
2017年度	125.7	60.2	185.9
2018年度	125.8	60.2	186.0
2019年度	131.5	60.5	192.0
2020年度	131.5	60.5	192.0

- (注) 1. 2020年度までの累計開発水量である。
 2. 国土交通省水資源部調べ
 3. 地域区分については参考1-2-3を参照
 4. 開発水量(億 m^3 /年)は、開発水量(m^3/s)を年量に換算したものに負荷率を乗じた値。負荷率(一日平均給水量/一日最大給水量)は、ここでは5/6とした。
 5. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-1-3 ダム等水資源開発施設による都市用水の開発水量

(単位:億 m^3 /年)

地域区分	水道用水	工業用水	都市用水
北海道	5.5	1.1	6.6
東北	9.9	4.5	14.4
関東内陸	21.4	6.4	27.8
関東臨海	33.5	4.5	38.0
東海	17.4	14.2	31.5
北陸	4.3	1.4	5.7
近畿内陸	13.1	2.7	15.9
近畿臨海	6.5	5.2	11.8
山陰	0.7	1.4	2.1
山陽	8.0	9.0	17.0
四国	3.2	7.8	11.0
北九州	6.0	1.5	7.5
南九州	0.5	0.6	1.1
沖縄	1.4	0.1	1.5
全国計	131.5	60.5	192.0

- (注) 1. 累計開発水量である。
 2. 国土交通省水資源部調べ
 3. 開発水量(億 m^3 /年)は、開発水量(m^3/s)を年量に換算したものに負荷率を乗じた値。負荷率(一日平均給水量/一日最大給水量)は、ここでは5/6とした。
 4. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-1-4 ダム等水資源開発施設数及び河川水の開発水量（2020年度完成）

(単位:百万m³/年)

地域区分	種別		計	都市用水			農業用水	計
	多目的ダム	利水専用		水道用水	工業用水	小計		
北海道	0	0	0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8
東北	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
関東内陸	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
関東臨海	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東海	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北陸	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
近畿内陸	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
近畿臨海	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中国山陰	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
中国山陽	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
四国	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北九州	2	1	3	4.4	0.0	4.4	0.0	4.4
南九州	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	3	1	4	4.4	0.0	4.4	4.1	8.5

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ
 2. 地域区分については参考1-2-3を参照
 3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。
 4. 概成事業も含む。
 5. 都市用水の開発水量（百万m³/年）は、開発水量（m³/s）を年量に換算したものに負荷率を乗じた値。
 負荷率（一日平均給水量／一日最大給水量）は、ここでは5／6とした。

参考3-1-5 ダム等水資源開発施設による近年の河川水開発状況

(単位:百万m³/年)

地域区分	1983年4月1日～2021年3月31日				
	都市用水			農業用水	計
	水道用水	工業用水	小計		
北海道	285	32	317	2,480	2,797
東北	756	275	1,030	1,342	2,372
関東内陸	1,323	550	1,872	667	2,540
関東臨海	1,357	16	1,373	38	1,411
東海	816	529	1,345	249	1,593
北陸	164	103	268	188	455
近畿内陸	1,107	274	1,381	16	1,396
近畿臨海	274	9	284	313	597
中国山陰	29	12	41	18	59
中国山陽	378	117	495	320	815
四国	52	41	94	24	118
北九州	244	35	278	101	379
南九州	45	50	96	292	388
沖縄	97	5	102	58	160
全国	6,928	2,047	8,975	6,104	15,079

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ
 2. 地域区分については参考1-2-3を参照
 3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。
 4. 概成事業も含む。
 5. 都市用水の開発水量（百万m³/年）は、開発水量（m³/s）を年量に換算したものに負荷率を乗じた値。
 負荷率（一日平均給水量／一日最大給水量）は、ここでは5／6とした。

参考3-1-6 都市用水の不安定取水量

(単位:億m³/年)

地域区分	生活用水	工業用水	都市用水
北海道	0.0	0.0	0.0
東北	0.1	0.0	0.1
関東内陸	0.7	0.3	1.0
関東臨海	6.3	0.4	6.6
東海	0.1	0.0	0.1
北陸	0.0	0.0	0.0
近畿内陸	0.2	0.0	0.2
近畿臨海	0.0	0.0	0.0
山陰	0.0	0.0	0.0
山陽	0.0	0.0	0.0
四国	0.0	0.0	0.0
北九州	0.1	0.0	0.1
南九州	0.0	0.0	0.0
沖縄	0.0	0.0	0.0
全国	7.4	0.7	8.1

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ
 2. 地域区分については、参考1-2-3を参照
 3. 四捨五入の関係で集計の合わないことがある。
 4. 不安定取水を安定化させるために確保すべき水量として計上(2020年末現在)

参考3-1-7 水資源開発水系における開発水量の現状

(単位:m³/s)

水系名	前回フルプランまでの 開発水量	現行フルプランでの開発水量		現在までに開発が 完了した水量	開発予定水量(前回 フルプランまでの開 発水量を含む)
		完了等	建設・ 調査中		
	①	②	③	④ (①+②)	⑤ (③+④)
利根川	191.61	0.00	6.65	191.61	198.26
荒川	12.86	0.00	0.52	12.86	13.38
豊川	90.50	6.61	0.00	97.11	97.11
木曽川	93.97	0.00	0.96	93.97	94.93
淀川	36.17	0.00	0.00	36.17	36.17
吉野川	15.23	2.75	0.00	17.98	17.98
筑後川	440.35	9.36	8.12	449.71	457.83
計					

- (令和3年4月時点)
- (注) 1. 「開発水量」は、上水、工業の最大取水量、農水の夏期かんがい期平均(豊川水系は年間平均水量)の水量の合計である。
 2. 「完了等」には概成している事業も含む。(概成とは、施設は完成しているが、事業費が償還中である施設のことを示す。)
 3. 「建設・調査中」は、建設中または建設予定の事業を示す。
 4. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-1-8 利根川水系・荒川水系における水資源開発事業の位置図



参考 3-1-9 豊川水系における水資源開発事業の位置図



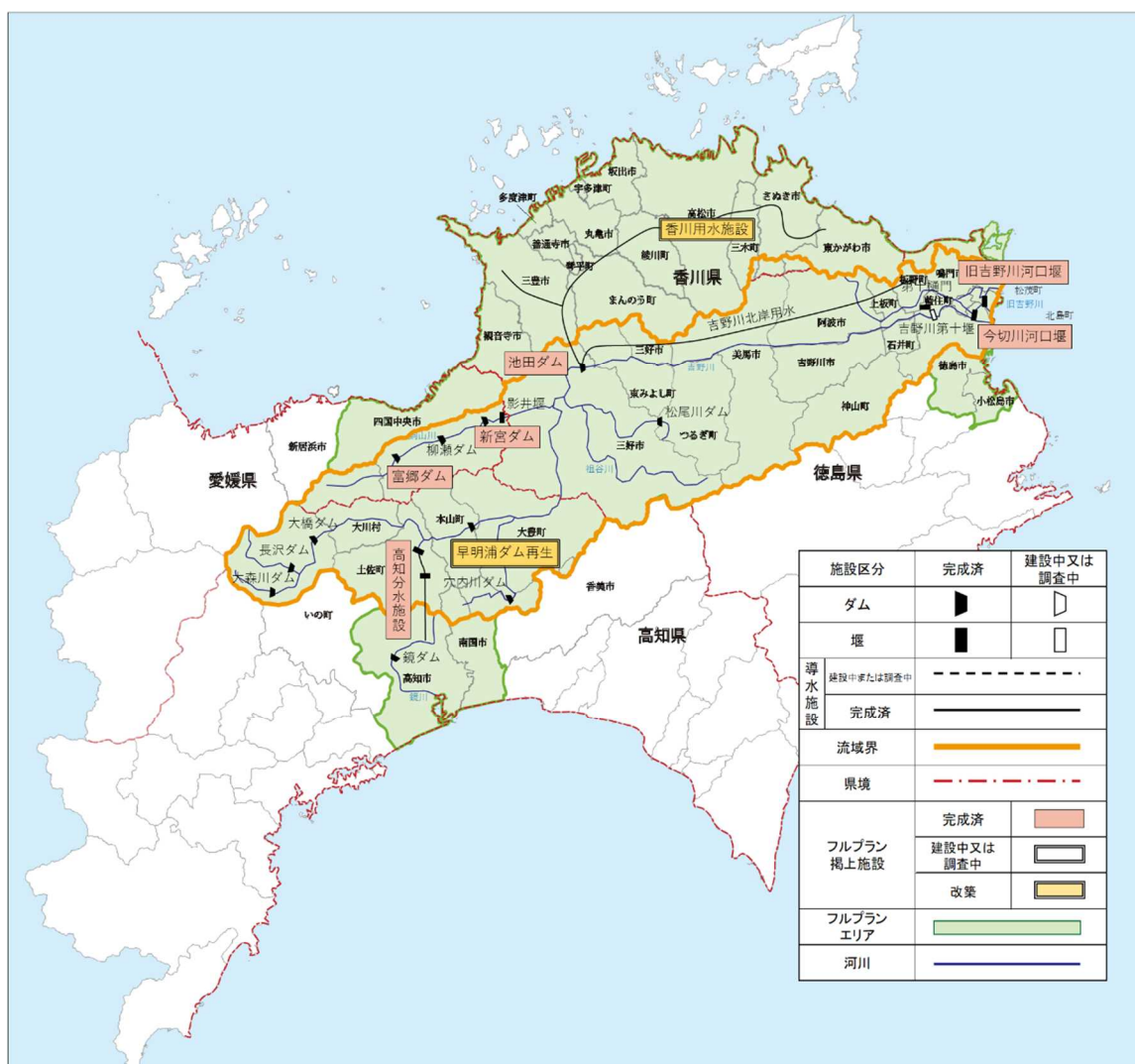
参考3-1-10 木曽川水系における水資源開発事業の位置図



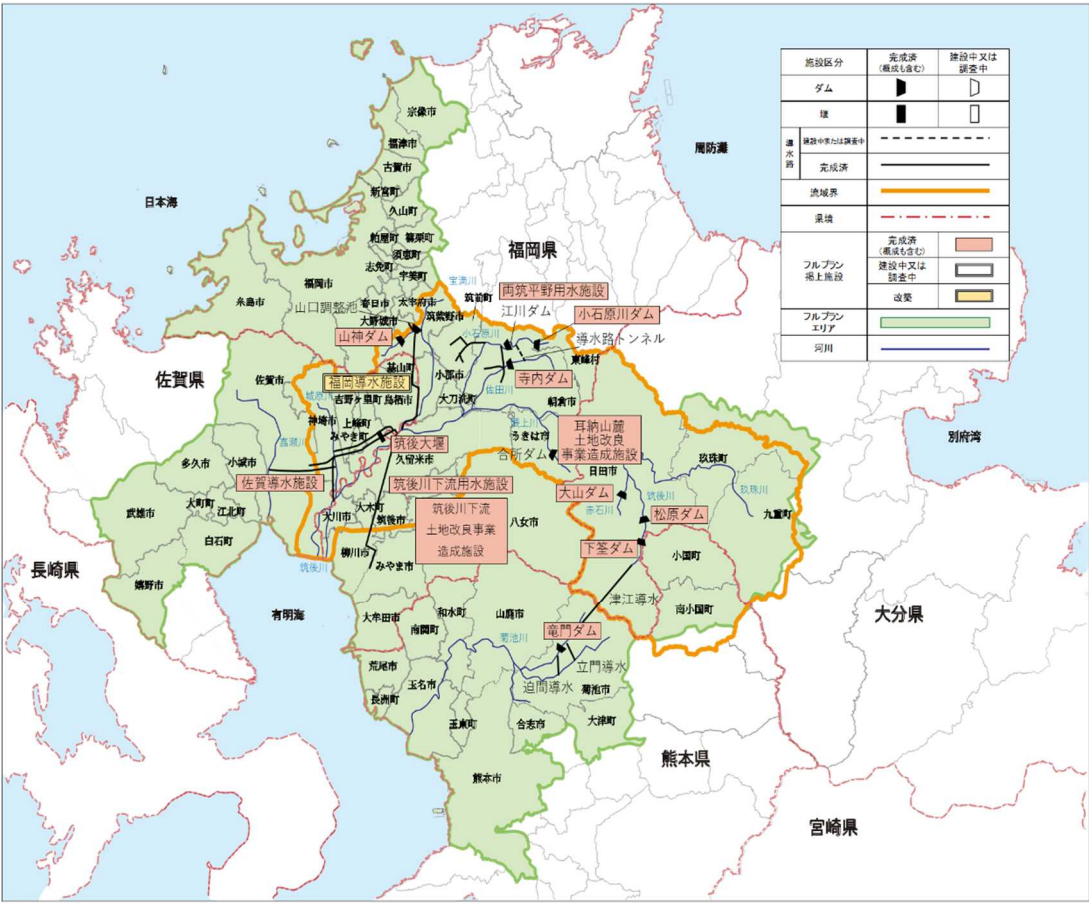
参考3-1-11 淀川水系における水資源開発事業の位置図



参考 3-1-12 吉野川水系における水資源開発事業の位置図



参考3-1-13 筑後川水系における水資源開発事業の位置図



参考3-1-14 独立行政法人水資源機構事業による水系別開発水量

(単位: m^3/s 、令和3年4月現在)

水 系	区 分	事業数	開 発 水 量			
			水道用水	工業用水	農業用水	合 計
利根川・荒川	完 成	25	80.02	24.79	36.19	141.00
	建設・調査中	4	1.82	-	-	1.82
	小 計	29	81.84	24.79	36.19	142.82
豊 川	完 成	2	1.52	-	1.50	3.02
	建設・調査中	1	-	-	-	0.00
	小 計	3	1.52	-	1.50	3.02
木 曽 川	完 成	12	45.73	32.09	4.25	82.07
	建設・調査中	2	-	-	-	0.00
	小 計	14	45.73	32.09	4.25	82.07
淀 川	完 成	11	59.47	16.57	1.72	77.77
	建設・調査中	1	0.36	-	-	0.36
	小 計	12	59.83	16.57	1.72	78.12
吉 野 川	完 成	8	7.99	15.59	11.59	35.17
	建設・調査中	2	-	-	-	0.00
	小 計	10	7.99	15.59	11.59	35.17
筑 後 川	完 成	8	6.97	0.17	2.51	9.66
	建設・調査中	1	-	-	-	0.00
	小 計	9	6.97	0.17	2.51	9.66
7 水 系 計	完 成	66	201.70	89.22	57.76	348.69
	建設・調査中	11	2.18	-	-	2.18
	小 計	77	203.88	89.22	57.76	350.87
愛知・豊川用水事業(完成)		2	6.56	8.84	9.46	24.86
完 成		68	208.26	98.06	67.22	373.54
建設・調査中		11	2.18	-	-	2.18
合 計		79	210.44	98.06	67.22	375.72

(注) 1. 開発水量は、水道用水及び工業用水については最大水量、農業用水については夏期かんがい期平均水量（豊川水系は年間平均水量）である。
 2. 開発水量は現行の基本計画に基づいて計上した。
 3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-1-15 独立行政法人水資源機構予算内訳

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	対前年度当初 伸び率(%)
一般勘定	130,031	127,422	△ 2.0
建設事業費	42,277	38,238	△ 9.6
ダム等建設事業	27,119	26,534	△ 2.2
用水路等建設事業	15,159	11,704	△ 22.8
実施計画調査	—	—	
管理業務費	38,027	38,359	0.9
受託業務費	1,489	2,586	73.7
災害復旧事業	—	—	
業務外支出等	48,237	48,239	0.0
特別勘定	4,056	3,915	△ 3.5
愛知用水	2,362	2,138	△ 9.5
豊川用水	1,693	1,777	5.0
合計	134,086	131,337	△ 2.1

(注) 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-1-16 独立行政法人水資源機構事業の概要(2021年度)

	実施箇所数	事業費	新規箇所
ダム等建設事業	7	26,534	1
用水路等建設事業	8	11,704	
実施計画調査	0	0	
管理業務	53	42,274	

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ

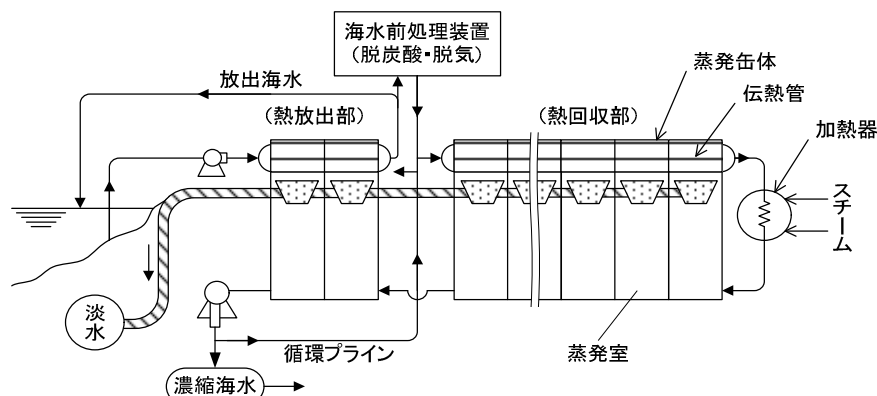
参考3-1-17 我が国の地下水使用状況

用途	地下水使用量 (億m ³ /年)	地下水用途別 割合(%)	全水使用量 (億m ³ /年)	地下水依存率 (%)
1. 都市用水	59.0	58.9	255.3	23.1
生活用水	30.1	30.1	149.6	20.1
工業用水	28.9	28.8	105.7	27.3
2. 農業用水	28.7	28.6	535.3	5.4
1～2 合計	87.7	87.5	790.5	11.1
3. 養魚用水	9.7	9.7		
4. 消・流雪用水	1.2	1.2		
5. 建築物用等	1.7	1.7		
1～5 合計	100.2	100.0		

- (注) 1. 生活用水及び工業用水(2018年度の使用量)は国土交通省水資源部調べによる推計
2. 農業用水全水使用量は国土交通省推計。農業用地下水使用量は、農林水産省「第5回農業用地下水利用実態調査(2008年度調査)」による。
3. 養魚用水及び消・流雪用水(2018年度の使用量)は国土交通省水資源部調べによる推計
4. 建築物用等は環境省調査によるもので、条例等による届出等により2018年度の地下水使用量の報告があった地方公共団体(13道県)の利用量を合計したものである(一部2017年データを含む)。
5. 四捨五入の関係で集計が合わない場合がある。

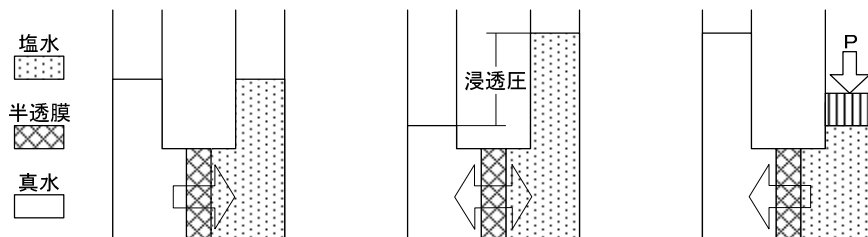
参考3-1-18 各種淡水化方式の原理

1. 蒸発法 (Distillation Process)



ボイラーなどの熱源で海水を加熱して海水中の水分を蒸発させ、その発生蒸気を供給海水などで凝縮させ淡水を得る。

2. 逆浸透法 (Reverse Osmosis Process)

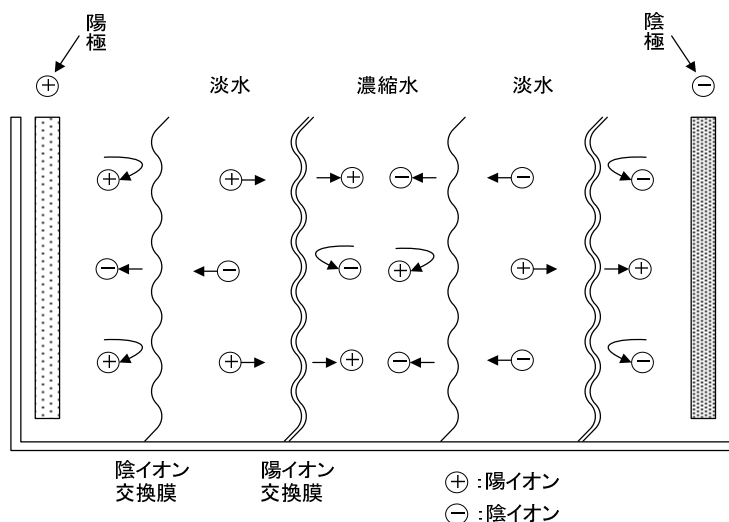


半透膜を境界として両側に真水と塩水を入れると、真水は半透膜を透過して塩水側に移動する。

そのため水面の高さに差ができ、ある高さになると真水の移動が止まる。このときの水面の高さの差に相当する圧力がその塩水の浸透圧となる。

塩水側に浸透圧以上の圧力を加えると、塩水中の水は半透膜を通して真水側に移動し、これにより淡水を得る。

3. 電気透析法 (Electrodialysis Process)



イオンに対して選択透過性を有する陽イオン交換膜と陰イオン交換膜を交互に多数配列し、両端に配置した一対の電極に直流電流を通すことにより、海水が膜を隔てて濃縮水と希釈水とに分離されることを利用して淡水を得る。

参考3-1-19 淡水化方式の概要

方式	原理	特徴	方式別割合(%)
			生活用
蒸 発 法	海水を加熱して蒸発させ、発生した水蒸気を冷却して淡水を得る方法。	スケールメリットが大きな方式であり、エネルギー多消費型であることから産油国向きの技術である。	0
逆 浸 透 法	水は通すが、塩分は通さない半透膜で容器を仕切り、その片側に海水を入れ海水に圧力を加えることによって淡水だけを透過させる方法。	電気消費量が少なく、省エネルギー型技術である。 塩分濃度が低いかん水の淡水化を行う場合には造水コストの低減が可能となる。	87
電 気 透 析 法	陽イオン交換膜と陰イオン交換膜の間に海水を通し、両膜の外側から直流電圧をかけることにより、膜を通して海水中の塩素イオンとナトリウムイオンを除去して淡水を得る方法。	塩分濃度が低いかん水の淡水化を行う場合には造水コストの低減が可能となる。 温度の高い海水を淡水化する場合にも、淡水化の効果が上昇して造水コストの低減が可能となるため排熱との組合せが検討されている。	13
LNG 冷 熱 利 用 法	LNG(液化天然ガス沸点-162℃)を用いて海水を凍結させ、氷を溶かして淡水を得る方法。 (海水を凍結させると塩分を含まない水ができる。)	現在ほとんど利用されていないLNGの冷熱を有効利用することにより、少ないエネルギーで淡水を得ることが可能となる。適用地域がLNG基地周辺に限られる。	0
透 過 気 化 法	水蒸気は通すが液体の水は通さない透過気化膜で容器を仕切り、その片側に海水を入れ、水蒸気のみを透過させて淡水を得る方法。	排熱の有効利用が可能であることから、太陽熱等利用し得る排熱が十分に存在する地域に適する技術である。	0
計			100

(注) 1. 国土交通省 水資源部調べ

2. 方式別割合は我が国の造水能力割合で、2021年3月現在(生活用:10m3/日以上)

参考3-1-20 我が国の淡水化プラント設置状況（生活用）

運転開始年	設置場所	淡水化方式	造水能力 (m ³ /日)	原水
1990年	東京都大島町	ED	3,200	海水
1991年	福岡県福岡市西区小呂島	RO	50	かん水
1992年	静岡県伊東市	RO	40	海水
1994年	鹿児島県下甕島薩摩川内市	RO	200	かん水
1994年	兵庫県丹波市春日町	RO	600	かん水
1994年	東京都大島町	ED	1,650	かん水
1994年	沖縄県南大東村	RO	730	かん水
1995年	島根県松江市美保関町	RO	50	海水
1995年	福井県若狭町	RO	200	海水
1996年	沖縄県沖縄本島北谷町	RO	40,000	かん水
1996年	長崎県長崎市(野母町)	RO	600	かん水
1997年	愛媛県松山市二神島	RO	45	海水
1998年	千葉県富津市	RO	100	海水
1998年	東京都利島村	RO	100	海水
1999年	愛媛県大下島(今治市)	RO	59	海水
1999年	長崎県五島市(黄島)	RO	15	海水
2001年	京都府京都府京丹後市	RO	1,270	かん水
2001年	鹿児島県諏訪之瀬島十島村	ED	30	海水
2001年	鹿児島県与論島与論町	ED	3,300	海水
2001年	愛媛県松山市中島	RO	100	かん水
2002年	鹿児島県小宝島十島村	RO	24	海水
2002年	愛媛県松山市釣島	RO	30	海水
2002年	沖縄県北大東村	RO	320	海水
2003年	山梨県富士川町鯉沢	ED	1,800	かん水
2003年	鹿児島県喜界島喜界町	ED	835	海水
2003年	石川県舩倉島、輪島市	RO	122	海水
2004年	新潟県佐渡島佐渡市	RO	100	海水
2004年	沖縄県竹富町波照間島	RO	210	海水
2004年	鹿児島県喜界島喜界町	ED	100	かん水
2005年	沖縄県渡名喜村	RO	214	海水
2005年	鹿児島県竹島三島村	ED	24	かん水
2005年	福岡県福岡市東区	RO	50,000	海水
2011年	鹿児島県喜界島喜界町	ED	711	海水
2013年	沖縄県竹富町波照間島	RO	230	海水
2014年	沖縄県座間味村座間味島	RO	200	かん水
2017年	鹿児島県喜界島喜界町 ²⁾	ED	2,580	かん水
2017年	愛媛県上島町	RO	40	海水
2018年	沖縄県粟国村	RO	600	かん水
2020年	沖縄県北大東村	RO	404	海水

(注) 1. 国土交通省 水資源部調べ

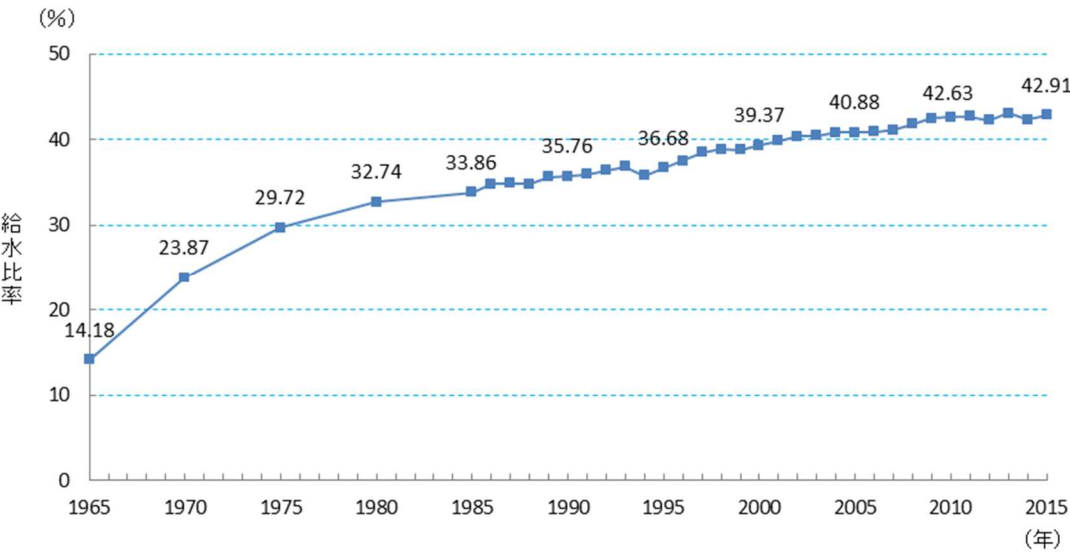
2. 方式別割合は我が国の造水能力割合で、2021年3月現在（生活用：10m³/日以上）

参考3-1-21 下水道における汚水処理原価と使用料単価との比較とその経年変化

項目 年度	使用料単価 A (円/㎥)	汚水処理原価 B (円/㎥)	維持管理費	資本費	A-B (円/㎥)	A/B×100(%)
1983	70.40	123.55	53.37	70.18	-53.15	57.0
1984	78.72	124.62	52.64	71.98	-45.90	63.2
1985	86.04	136.89	55.97	80.92	-50.85	62.9
1986	85.85	137.21	54.73	82.48	-51.36	62.6
1987	88.36	137.38	54.09	83.29	-49.02	64.3
1988	90.29	141.43	54.81	86.62	-51.14	63.8
1989	90.78	142.83	56.18	86.65	-52.05	63.6
1990	93.36	149.17	58.56	90.61	-55.81	62.6
1991	94.16	154.39	61.04	93.34	-60.23	61.0
1992	97.51	162.39	64.09	98.30	-64.88	60.0
1993	100.61	171.45	66.30	105.15	-70.84	58.7
1994	105.57	179.75	68.18	111.57	-74.18	58.7
1995	107.45	184.94	70.01	114.94	-77.49	58.1
1996	111.86	186.58	70.15	116.43	-74.72	60.0
1997	116.60	190.84	71.03	119.81	-74.24	61.1
1998	119.95	200.89	73.82	127.07	-80.94	59.7
1999	121.09	204.58	74.24	130.34	-83.49	59.2
2000	125.00	207.43	74.50	132.93	-82.43	60.3
2001	127.33	210.10	75.05	135.05	-82.77	60.6
2002	128.27	212.17	73.89	138.28	-83.90	60.5
2003	128.92	211.93	72.36	139.57	-83.01	60.8
2004	131.09	212.23	71.70	140.53	-81.14	61.8
2005	132.47	212.40	71.69	140.71	-79.93	62.4
2006	133.73	191.99	71.24	120.75	-58.26	69.7
2007	134.36	173.76	70.74	103.02	-39.40	77.3
2008	134.97	163.99	71.99	92.00	-29.02	82.3
2009	135.06	159.84	71.12	88.72	-24.78	84.5
2010	135.86	155.29	70.84	84.45	-19.43	87.5
2011	135.98	156.13	72.04	84.09	-20.15	87.1
2012	136.51	154.71	72.83	81.88	-18.20	88.2
2013	137.16	153.49	73.22	80.27	-16.33	89.4
2014	138.64	150.61	75.93	74.68	-11.97	92.1
2015	138.94	148.02	76.18	71.84	-9.08	93.9
2016	139.20	145.26	75.90	69.36	-6.06	95.8
2017	139.46	142.76	76.83	65.93	-3.30	97.7
2018	139.33	143.28	78.17	65.11	-3.95	97.2
2019	137.81	142.46	78.42	64.04	-4.65	96.7

(注) 1. 総務省「地方公営企業年鑑」による。
2. 2007 年以降の汚水処理原価は、法非適用企業の資本費から資本費平準化債等の収入による償還額を除いて算出したものである。

参考3-1-22 工業用水道からの給水比率の推移



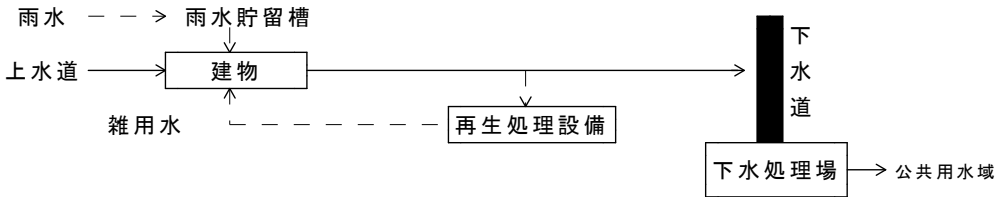
(注) 1. 経済産業省「工業統計表」をもとに国土交通省水資源部作成。
2. 工業用水の淡水補給量に占める工業用水道からの給水比率である。

参考3-2-1 雨水・再生水利用の方式

再生水利用には、「個別循環方式」、「地区循環方式」、「下水再生水を利用する方式」及び雨水のみを利用する「雨水利用方式」がある。

個別循環方式

単一の建物内で雨水や一度利用した排水を再生処理し、同一建物内の雑用水として利用する方式



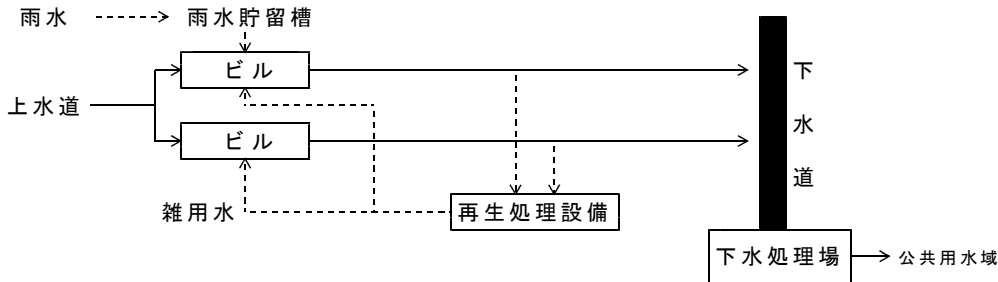
「個別循環方式」の事例

名 称	再利用用途	利用量	開始時期
東京国際フォーラム	水洗トイレ等	479 m ³ /日	平成8年5月
ホテルニューオータニ	水洗トイレ等	699 m ³ /日	平成3年2月
富士ソフトビル (秋葉原)	水洗トイレ	144 m ³ /日 (設計値)	平成19年2月

(注) 国土交通省水資源部調べ

地区循環方式

複数の建物から発生する排水や雨水を1つの再生処理施設で浄化し、それを複数の建物の雑用水として利用する方式



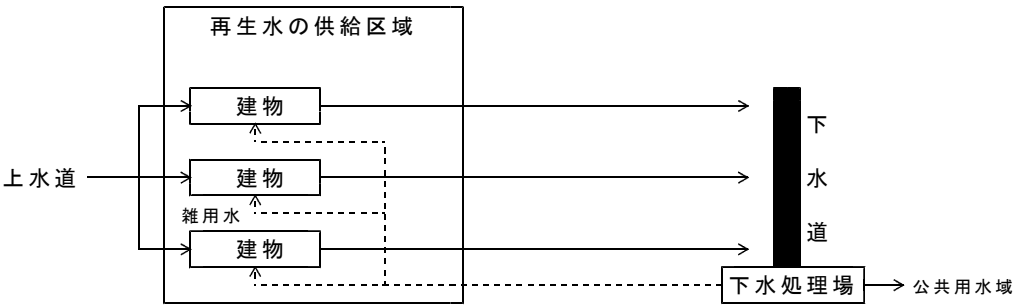
「地区循環方式」の事例

名 称	再利用用途	利用量	開始時期
福岡市田村団地	水洗トイレ、植木への灌水	632 m ³ /日	平成6年10月
アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎工場	水洗トイレ、散水	199 m ³ /日	平成10年5月

(注) 国土交通省水資源部調べ

下水再生水を利用する例

下水処理場で処理された下水再生水を受け、雑用水として利用する方式



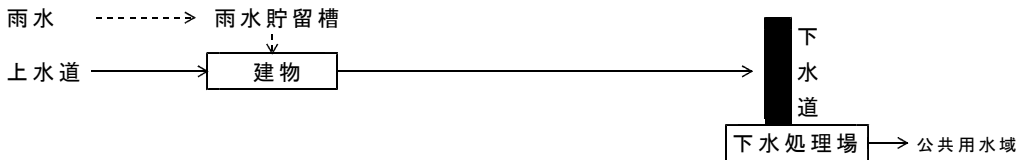
「下水再生水を利用する方式」の事例

名 称	再利用用途	利用量	開始時期
フジテレビジョン 本社	水洗トイレ	190 m ³ /日	平成 8 年 6 月
新横浜中央ビル	水洗トイレ（オフィス、商業スペース、駅）	328 m ³ /日	平成 20 年 3 月

(注) 国土交通省水資源部調べ

雨水を利用する例

雨水のみを建物内の雑用水として利用する方式



「雨水利用方式」の事例

名 称	再利用用途	利用量	開始時期
綾瀬市役所	水洗トイレ、冷房用水、修景用水	21 m ³ /日	平成 8 年 11 月
大妻中学高等学校 校舎	水洗トイレ	7.5 m ³ /日	平成 15 年 12 月
政策研究大学院大学	水洗トイレ	5.9 m ³ /日	平成 17 年 4 月
中野区もみじ山文化センター 本館	水洗トイレ、冷房用水	27 m ³ /日	平成 5 年 7 月
野田市総合運動公園陸上競技場	散水	5.3 m ³ /日	平成 18 年 7 月
明星中学高等学校 校舎	水洗トイレ	9.1 m ³ /日	平成 16 年 8 月
青山一丁目スクエア	散水	不明	平成 19 年 3 月

(注) 国土交通省水資源部調べ

参考3-2-2 地方公共団体における補助制度一覧

都道府県名	市区町村名	制度名	助成対象施設				
			雨水貯留槽	浄化槽転用	浸透ます	浸透槽トレンチ等	透水性舗装
宮城県	仙台市	雨水流出抑制施設設置費補助金	○		○		
	石巻市	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付要綱	○				
	多賀城市	多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱	○		○		
	岩沼市	雨水貯留タンク設置補助金	○				
	女川町	女川町緑のまちづくり助成金交付要綱	○				
山形県	酒田市	浄化槽雨水貯留施設転用補助金		○			
	天童市	天童市雨水浸透施設設置補助金交付規程	○	○	○		
福島県	郡山市	雨水活用補助金制度	○	○	○		
	いわき市	宅地内雨水流出抑制施設整備促進事業	○	○	○		
	二本松市	二本松市浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付要綱		○			
	本宮市	雨水流出抑制施設設置補助金制度	○		○		
	茨城県	水戸市	水戸市雨水貯留施設等設置補助金	○	○	○	
茨城県	日立市	日立市雨水貯留槽設置補助金交付要綱	○				
	土浦市	雨水貯留施設設置補助金	○				
	鹿嶋市	鹿嶋市浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金		○			
	〃	鹿嶋市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱	○		○	○	
	東海村	雨水貯留タンク設置費補助金	○				
栃木県	宇都宮市	宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱	○			○	
	栃木市	栃木市雨水貯留・浸透施設設置補助金	○		○		
	鹿沼市	鹿沼市雨水活用設備設置費補助金			○		
	小山市	雨水タンク設置費補助金	○				
	芳賀町	芳賀町雨水浸透施設設置費補助金			○	○	
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金交付要綱		○			
	館林市	館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金	○		○		
埼玉県	明和町	明和町雨水浸透槽設置費補助金交付要綱			○		
	埼玉県	埼玉県単独処理浄化槽の雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
〃	さいたま市	雨水貯留タンク設置補助金	○				
	川越市	川越市雨水対策施設設置補助金交付要綱	○		○		
	熊谷市	「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」の雨水利用設備設置奨励金	○				
	川口市	川口市地球温暖化対策活動支援金	○	○			
	所沢市	雨水浸透ますの無償支給制度			○		
〃	狭山市	狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱	○		○		
	羽生市	羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱	○				
	鴻巣市	住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱	○				
	上尾市	雨水貯留施設設置等補助	○				
	草加市	草加市地球温暖化防止活動補助金	○	○			
〃	越谷市	越谷市雨水貯留槽設置費等助成制度	○	○			
	蕨市	蕨市地球温暖化対策設備等設置費補助金	○				
	戸田市	戸田市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱	○				
	入間市	入間市雨水利用タンク設置費補助金交付要綱	○				
	〃	入間市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱			○		
〃	朝霞市	朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助	○				
	志木市	志木市雨水貯留施設等補助金交付要綱	○				
	和光市	雨水貯留槽設置費補助金	○				
	〃	雨水浸透施設設置費補助金			○		
	新座市	新座市雨水貯留槽設置費補助金交付要綱	○				
〃	八潮市	雨水貯留施設設置費補助金交付制度	○	○			
	三郷市	浄化雨水貯留槽施設転用補助金制度		○			
	〃	三郷市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱			○		
	蓮田市	自然エネルギー活用システム設置費補助金	○	○			
	幸手市	雨水貯留槽設置費等助成制度	○	○			
〃	吉川市	浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度		○			
	白岡市	白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金	○				
	嵐山市	浄化槽の雨水貯留施設転用補助金		○			
	小川町	浄化槽の雨水貯留施設転用改造費補助金		○			
	上里町	下水道廃水設備工事費補助制度		○			
〃	杉戸町	杉戸町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
	松伏町	浄化槽雨水貯留施設転用助成事業		○			
千葉県	千葉市	千葉市雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱	○	○	○		
	市川市	雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置助成金	○	○	○	○	
	船橋市	船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付要綱	○	○	○		
	松戸市	松戸市雨どい取付型雨水貯留タンク設置事業補助金交付要綱	○				
	茂原市	雨水貯留施設設置工事補助金交付要綱			○		
〃	成田市	雨水貯留施設設置費補助金	○				
	佐倉市	雨水貯留浸透施設設置工事補助金交付要綱	○		○		
	流山市	雨水利用設備設置費助成金	○				
	我孫子市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱	○				
	浦安市	浦安エコホーム補助金	○				
〃	四街道市	四街道市小規模雨水利用設備設置費等補助金交付要綱	○				
	酒々井町	酒々井町住宅リフォーム補助金制度	○		○	○	
	野田市	野田市雨水貯留タンク設置費の補助金	○				
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市浸透槽モニター制度実施要綱			○		
	港区	港区雨水浸透施設設置助成要綱			○	○	
東京都	新宿区	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱	○				
	台東区	東京都台東区雨水貯留槽設置助成金制度実施要項	○				
	墨田区	墨田区雨水利用促進助成金交付要綱	○				
	品川区	品川区雨水利用タンク設置助成要綱	○				
	〃	品川区雨水浸透施設設置助成要綱			○	○	
〃	目黒区	目黒区雨水流出抑制施設等設置助成要綱			○	○	
	大田区	大田区雨水貯留槽設置助成金交付要綱	○				
	〃	大田区雨水浸透施設設置助成金交付要綱			○	○	
	世田谷区	世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱			○	○	
	〃	世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱	○				
〃	杉並区	杉並区雨水浸透施設設置助成金交付要綱	○		○	○	
	豊島区	豊島区エコ住宅普及促進費用助成金	○				
	北区	雨水浸透施設設置工事費助成制度			○	○	
	〃	雨水貯留槽設置工事費助成制度	○				
	荒川区	エコ助成金交付制度	○				
〃	板橋区	雨水貯留槽設置費助成制度					
	〃	板橋区雨水浸透ます設置費補助金交付要綱			○		
	〃	練馬区雨水浸透施設整備助成要綱	○		○	○	
	〃	〃	〃		〃	〃	
	〃	〃	〃		〃	〃	

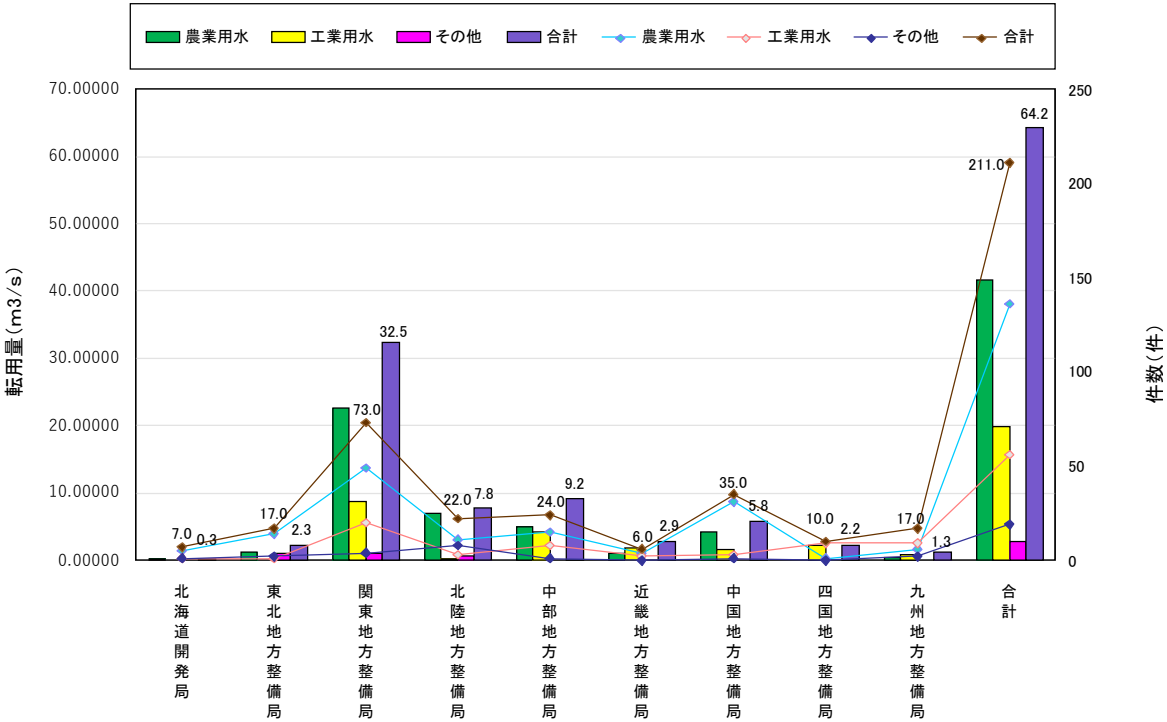
都道府県名	市区町村名	制度名	助成対象施設				
			雨水貯留槽	浄化槽転用	浸透ます	浸透槽トレンチ等	透水性舗装
東京都	足立区	足立区小型雨水貯留槽設置補助金	○				
	葛飾区	雨水貯水槽設置補助金	○				
	八王子市	八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱			○	○	
	八王子市	八王子市雨水貯留槽設置補助金交付	○				
	立川市	立川市雨水浸透施設設置補助金交付要綱			○	○	
	武蔵野市	雨水貯留タンク助成制度	○				
	武蔵野市	雨水浸透施設助成制度			○	○	
	青梅市	青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱	○				
	青梅市	青梅市雨水浸透施設補助金交付要綱			○		
	府中市	府中市エコハウス設備設置補助金	○		○		
	昭島市	雨水浸透施設設置助成金交付要綱	○				
	昭島市	浄化槽の雨水貯留施設転用助成交付要綱		○			
	調布市	雨水貯留槽設置助成交付要綱			○		
	調布市	局地的な豪雨対策と豊かな湧水のために雨水浸透ます無料設置			○		
	町田市	雨水浸透設備設置事業補助金	○				
	小金井市	雨水貯留施設設置費補助金	○				
	小平市	雨水浸透施設等設置助成金			○		
	小平市	小平市雨水浸透施設設置助成要綱			○		
	日野市	雨水浸透施設設置事業			○	○	○
	東村山市	雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
	東村山市	雨水浸透施設設置助成			○	○	
	国分寺市	国分寺市雨水浸透ます設置事業要綱			○		
	国立市	国立市雨水浸透ます設置助成金交付要綱			○		
	福生市	雨水貯留槽設置助成金	○				
	福生市	雨水浸透施設設置助成金			○		
	狛江市	雨水貯留槽設置助成	○				
	狛江市	雨水浸透ます設置助成関係			○		
	東大和市	東大和市雨水浸透施設設置補助金	○		○		
	清瀬市	雨水浸透施設設置助成制度			○		
	東久留米市	東久留米市雨水浸透施設設置補助金			○		
	多摩市	多摩市雨水貯留槽購入費補助金に関する要綱	○				
	羽村市	羽村市創省エネルギー化助成制度	○				
	羽村市	雨水浸透施設設置費助成			○	○	
	西東京市	西東京市雨水浸透施設等助成事業実施要綱	○		○		
神奈川県	横浜市	横浜市市内雨水浸透ます設置助成金			○		
	横浜市	横浜市雨水貯留タンク設置助成金	○				
	相模原市	相模原市雨水浸透ます設置助成金交付事業			○		
	平塚市	雨水貯留施設設置購入費補助制度	○				
	平塚市	浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助制度		○			
	鎌倉市	雨水貯留槽購入費補助金	○				
	鎌倉市	浄化槽雨水貯留施設設置費補助金		○			
	藤沢市	家庭用雨水貯留槽購入費補助金	○				
	藤沢市	藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成		○			
	秦野市	家庭用雨水浸透ます設置補助金交付要綱			○		
	海老名市	海老名市企業立地促進事業	○				
	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	○				
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	○				
	大和市	大和市雨水貯留槽購入費補助金交付要綱	○				
	座間市	座間市雨水浸透施設等設置助成金	○		○	○	○
	葉山町	葉山町浄化槽の雨水貯留施設転用工事助成金交付規則		○			
	寒川町	寒川町浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成要綱		○			
	寒川町	寒川町雨水貯留槽設置助成要綱	○				
新潟県	新潟市	新潟市雨水流出抑制施設設置助成金	○		○		
	長岡市	長岡市雨水貯留槽設置補助金交付要綱	○				
	妙高市	雨水浸透ます等設置補助事業	○		○		
	上越市	上越市雨水浸透ます設置事業補助金			○		
	富岡市	富岡市上下水道局雨水貯留槽設置補助金交付要綱	○				
	石川県	金沢市雨水貯留施設等設置費補助制度	○	○	○		
	小松市	小松市雨水貯留施設等設置補助制度	○	○	○		
	内灘町	内灘町雨水浸透施設等設置費補助金制度	○	○	○		
	中能登町	中能登町雨水貯留槽購入補助金交付要綱	○				
	福井市	福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱	○				
福井県	大野市	地下水保全活動助成事業	○	○	○		
	鯖江市	鯖江市雨水貯留施設等助成事業補助金交付要綱	○	○	○		
	高浜町	高浜町雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金	○	○	○	○	○
	長野県	長野市雨水貯留施設助成金交付要綱	○	○			
	上田市	上田市雨水貯留施設設置費補助金	○	○			
	岡谷市	雨水貯留施設設置補助金	○				
	飯田市	飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱	○		○		
	中野市	雨水貯留施設設置事業補助金制度	○	○			
	東御市	東御市雨水貯留槽設置補助金	○				
	安曇野市	安曇野市住宅用雨水貯留施設設置補助金	○	○			
	御代田町	御代田町雨水貯留施設設置補助金交付要綱		○			
	松川町	雨水貯留施設設置補助金	○				
	山形村	山形村住宅用雨水貯留施設設置補助金交付要綱	○				
	千曲市	千曲市雨水貯留施設設置補助金交付要綱	○				
	岐阜県	岐阜市雨水有効利用推進事業補助金交付要綱		○			
	大垣市	大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱					○
	多治見市	多治見市雨水貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱	○	○	○		
	関市	関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○	○			
	美濃市	浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付制度		○			
美濃加茂市	美濃加茂市	美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業	○	○	○		
	坂祝町	坂祝町雨水浸透施設設置補助金	○		○		
	七宗町	七宗町地球温暖化防止(浄化槽の雨水貯留施設転用)助成金交付要綱		○			
静岡県	静岡市	静岡市雨水貯留浸透施設設置等補助金交付事業	○	○	○	○	
	浜松市	雨水浸透ます設置費補助金交付要綱			○		
	沼津市	沼津市雨水浸透・貯留施設設置費補助金交付要綱	○		○	○	
	三島市	三島市雨水浸透・貯留施設設置費補助金交付要綱	○	○	○	○	
	富士宮市	富士宮市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度	○	○	○	○	
	島田市	島田市雨水浸透施設設置費補助金交付要綱			○		
	富士市	雨水浸透・貯留施設設置費補助金制度	○		○	○	

都道府県名	市区町村名	制度名	助成対象施設				
			雨水貯留槽	浄化槽転用	浸透ます	浸透槽トレンチ等	透水性舗装
静岡県	掛川市	住宅用防災施設等設置事業費補助金	○				
	〃	雨水貯留槽補助金制度		○			
	〃	袋井市 雨水流出抑制施設設置費補助金	○				
	〃	袋井市 浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金		○			
	〃	湖西市 湖西市雨水貯留槽購入費補助金	○				
	〃	湖西市 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱		○			
	〃	函南町 函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱	○	○	○	○	
	〃	愛知県 豊橋市 雨水貯留槽設置整備事業補助金	○				
	〃	〃 〃 浄化槽雨水貯留施設転用補助金		○			
	〃	〃 岡崎市 雨水貯留浸透施設設置補助事業	○	○	○	○	
〃	〃	〃 〃 浄化槽転換施設設置整備事業		○			
	〃	〃 一宮市 雨水貯留施設設置補助制度	○	○			
	〃	〃 〃 一宮市雨水浸透施設設置補助制度			○		○
	〃	〃 春日井市 春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱	○	○	○		
	〃	〃 豊川市 豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱		○			
	〃	〃 〃 豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付要綱			○		
	〃	〃 津島市 津島市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		○			
	〃	〃 碧南市 碧南市雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付規程		○			
	〃	〃 刈谷市 刈谷市雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付制度	○	○	○		○
〃	〃	〃 豊田市 浄化槽雨水貯留施設転用補助制度		○			
	〃	〃 安城市 安城市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱	○	○	○	○	○
	〃	〃 西尾市 西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱	○	○	○	○	○
	〃	〃 蒲都市 蒲都市雨水利用簡易貯留槽購入費助成金交付要綱	○				
	〃	〃 犬山市 雨水貯留浸透施設補助制度	○	○	○		
	〃	〃 江南市 江南市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱		○			
	〃	〃 〃 江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱	○		○	○	○
	〃	〃 小牧市 小牧市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱	○	○	○	○	○
	〃	〃 東海市 東海市雨水貯留浸透施設設置費補助金	○	○	○		
	〃	〃 大府市 大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱	○	○	○	○	○
〃	〃	〃 知立市 雨水貯留浸透施設設置事業補助制度	○		○		○
	〃	〃 〃 浄化槽等雨水貯留施設転用補助制度		○			
	〃	〃 尾張旭市 浄化槽雨水貯留施設転用補助制度		○			
	〃	〃 高浜市 高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金	○	○	○		○
	〃	〃 岩倉市 岩倉市雨水貯留施設等設置費補助金	○	○			
	〃	〃 日進市 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度		○			
	〃	〃 田原市 田原市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
	〃	〃 愛西市 愛西市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱		○			
	〃	〃 清須市 清須市雨水貯留浸透施設補助金	○		○		
	〃	〃 〃 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度		○			
〃	〃	〃 北名古屋 北名古屋市浄化槽雨水貯留施設転用費補助交付要綱		○			
	〃	〃 〃 北名古屋市雨水貯留施設設置奨励金交付要綱	○				
	〃	〃 弥富市 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		○			
	〃	〃 みよし市 みよし市雨水貯留タンク設置事業補助金	○				
	〃	〃 あま市 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		○			
	〃	〃 長久手市 長久手市雨水貯留槽設置費補助金	○				
	〃	〃 〃 浄化槽雨水貯留タンク転用補助金交付要綱		○			
	〃	〃 東郷町 東郷町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
	〃	〃 〃 東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 豊山町 豊山町浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金		○			
〃	〃	〃 大口町 雨水利用簡易貯留施設設置費補助金	○	○			
	〃	〃 扶桑町 扶桑町雨水浸透樹設置費補助金交付要綱			○		
	〃	〃 〃 扶桑町雨水利用貯留施設設置費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 大治町 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		○			
	〃	〃 蟹江町 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		○			
	〃	〃 東浦町 雨水貯留浸透施設設置補助事業	○	○	○		○
	〃	〃 幸田町 幸田町雨水貯留浸透施設設置補助金	○	○	○		○
三重県	〃	〃 津市 津市浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度		○			
	〃	〃 〃 津市雨水貯留タンク設置補助金制度	○				
	〃	〃 伊勢市 浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金		○			
	〃	〃 菰野町 菰野町水洗便所改造等助成金に関する要綱		○			
	〃	〃 滋賀県 大津市 雨水貯留浸透施設設置助成	○		○		
	〃	〃 〃 守山市 守山市雨水貯留設備設置補助金交付要綱	○				
京都府	〃	〃 京都市 雨水貯留施設設置事業費補助金					
	〃	〃 〃 雨水浸透ます設置助成金制度	○				
	〃	〃 〃 福知山市 福知山市雨水貯留槽設置補助金	○				
	〃	〃 舞鶴市 舞鶴市雨水貯留施設設置補助金	○				
	〃	〃 綾部市 雨水貯留施設設置費補助金	○				
	〃	〃 宇治市 宇治市雨水タンク設置事業費補助金交付要項	○				
	〃	〃 宮津市 宮津市雨水タンク購入費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 亀岡市 亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程	○				
	〃	〃 城陽市 城陽市雨水貯留施設設置補助金交付要綱	○				
	〃	〃 向日市 向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
〃	〃	〃 長岡京市 長岡京市雨水貯留施設設置助成金制度	○				
	〃	〃 八幡市 八幡市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
	〃	〃 京田辺市 京田辺市雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
	〃	〃 京丹後市 京丹後市雨水貯留槽設置補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 南丹市 南丹市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 木津川市 木津川市エコ生活応援補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 大山崎町 大山崎町雨水貯留施設設置助成金	○				
	〃	〃 〃 久御山町 久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 宇治田原町 宇治田原町家庭用資源有効利用設備設置補助金交付要綱	○				
	〃	〃 精華町 資源有効利用設備設置費補助金	○				
〃	〃	〃 与謝野町 与謝野町雨水タンク購入費補助金交付要綱	○				
	〃	〃 大阪府 大阪市 大阪市雨水貯留タンク普及促進助成金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 堺市 堺市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 豊中市 豊中市雨水貯留タンク設置助成金交付規則	○				
	〃	〃 〃 池田市 池田市雨水貯留タンク設置助成制度	○				
	〃	〃 〃 泉大津市 泉大津市雨水タンク購入補助金交付要綱	○				
	〃	〃 〃 高槻市 エコハウス補助金	○				

都道府県名	市区町村名	制度名	助成対象施設				
			雨水貯留槽	浄化槽転用	浸透ます	浸透槽トレンチ等	透水性舗装
大阪府	茨木市	茨木市雨水貯留タンク設置補助金交付制度	○				
	寝屋川市	雨水貯留タンク設置助成金	○				
"	松原市	松原市雨水簡易貯留槽（雨水タンク）購入補助金交付要綱	○				
"	"	松原市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
"	大東市	雨水貯留タンク設置補助器交付要綱	○				
"	和泉市	和泉市浄化槽改造費助成要綱		○			
"	"	和泉市雨水タンク購入費補助金	○				
"	摂津市	摂津市雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
"	高石市	高石市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱	○				
"	泉南市	泉南市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱	○				
兵庫県	姫路市	姫路市雨水浸透ます設置助成金交付要綱			○		
	尼崎市	尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付事業	○				
"	西宮市	雨水貯留浸透施設設置助成制度	○		○		
"	洲本市	洲本市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○	○			
"	芦屋市	芦屋市雨水貯留施設設置費用助成金交付要綱	○				
"	伊丹市	伊丹市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
"	加古川市	雨水貯留施設設置助成事業	○				
"	赤穂市	赤穂市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱	○				
"	宝塚市	宝塚市雨水貯留施設設置助成事業	○				
"	高砂市	高砂市雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
"	川西市	川西市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱	○				
"	三田市	三田市雨水貯留タンク設置補助金交付制度	○				
"	加西市	加西市雨水貯留施設設置費用助成金交付要綱	○				
"	養父市	養父市雨水貯留施設設置補助金	○				
"	加東市	加東市安全安心のまちづくり活動補助金	○				
"	たつの市	雨水貯留タンク設置助成金	○				
"	猪名川町	雨水貯留施設設置助成金	○	○			
"	稲美町	稲美町浄化槽等雨水貯留施設転用補助金	○	○			
"	播磨町	播磨町雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
"	太子町	太子町雨水貯留施設設置助成金交付要綱	○				
"	香美町	香美町雨水貯留・浸透施設設置補助金	○	○	○		
奈良県	奈良市	奈良市健康エコハウス補助金	○				
	大和郡山市	大和郡山市雨水簡易貯留槽購入補助金交付要綱	○				
"	三郷町	三郷町雨水簡易貯留槽設置助成金	○				
"	斑鳩町	斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金		○			
"	王寺町	王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
和歌山県	和歌山市	和歌山市浄化雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
	岡山市	岡山市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱	○	○			
"	倉敷市	倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱	○	○			
"	新見市	新見市既設浄化槽再利用工事補助金交付要綱		○			
広島県	神石高原町	神石高原町雨水利用タンク設置費助成金交付要綱	○				
	山口市	山口市雨水流出抑制施設設置補助金	○	○	○		
"	防府市	防府市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱	○	○	○	○	
徳島県	鳴門市	鳴門市浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付要綱		○			
	藍住町	浄化槽雨水貯留施設転用助成金		○			
"	松茂町	浄化槽雨水貯留施設転用助成金		○			
香川県	坂出市	雨水貯留施設設置補助制度	○				
	"	雨水貯留施設改造補助制度		○			
"	善通寺市	善通寺市雨水貯留施設設置事業補助金交付要綱	○				
"	綾川町	綾川町浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金交付要綱		○			
愛媛県	松山市	雨水利用促進助成金	○				
	"	小規模雨水貯留施設助成金	○				
"	"	中・大規模雨水貯留施設助成金	○				
"	"	雨水貯留浸透施設改造助成金		○			
"	伊予市	伊予市雨水貯留施設購入費補助金	○				
"	"	伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金		○			
"	東温市	浄化槽雨水貯留施設改造助成金制度		○			
高知県	土佐市	土佐市水資源活用体制整備費補助金	○				
	福岡市	福岡市雨水流出抑制施設助成金交付要綱	○		○		
"	筑紫野市	雨水貯留タンク設置補助金	○				
"	久留米市	雨水貯留タンク助成制度	○				
佐賀県	基山町	基山町雨水貯留タンク設置補助制度	○				
	長崎市	長崎市雨水貯留タンク助成金交付制度	○				
長崎県	南島原市	南島原市雨水貯留施設転用補助金交付要綱		○			
	熊本市	雨水浸透樹設置助成事業			○		
熊本県	"	雨水貯留施設補助事業	○	○			
	菊池市	菊池市雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
"	"	菊池市雨水浸透ます設置補助金交付要綱			○		
"	宇土市	宇土市雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
"	"	宇土市雨水浸透ます設置補助金交付要綱			○		
"	合志市	合志市雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
"	大津町	大津町雨水浸透ます設置補助金			○		
"	"	大津町雨水貯留タンク設置補助金	○				
"	菊陽町	菊陽町雨水浸透樹設置補助金交付要綱			○		
"	"	菊陽町雨水タンク設置補助金交付要綱	○				
"	御船町	御船町雨水浸透ます設置補助金交付事業			○		
"	"	御船町雨水貯留タンク設置補助金交付事業	○				
"	益城町	雨水浸透ます設置補助金			○		
"	"	雨水タンク設置補助金	○				
"	甲佐町	甲佐町雨水浸透施設設置補助金要項	○		○		
"	西原村	西原村雨水浸透樹設置補助金交付要綱			○		
"	嘉島町	嘉島町雨水浸透樹設置補助金交付要綱			○		
"	"	嘉島町雨水貯留タンク設置補助金交付要綱	○				
大分県	大分市	大分市雨水貯留施設設置補助金	○	○			
	鹿児島県	個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業	○				
沖縄県	那覇市	雨水施設等設置費補助金制度			○		
	石垣市	石垣市雨水利用施設設置費補助金交付要綱	○				
"	沖縄市	沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱	○	○	○		
"	北中城村	北中城村雨水利用促進補助金交付制度	○	○	○		
"	西原町	西原町雨水利用促進助成金交付事業	○	○			
制度数：			247	122	120	34	15

（注）国土交通省水資源部調べ（令和元年度時点）

参考 3 - 2 - 3 用途間をまたがる水の転用の実施状況（一級水系）



(注) 国土交通省水資源部調べ (2020 年度時点)

参考 3 - 2 - 4 利根川・荒川水系における農業用水再編対策事業等実施例

県名	地区名	事業実施年度	合理化水量		合理化施設等	事業主体
			転用水量 (m^3/s) (平均)	転用先		
埼玉	中川一次	昭和 4 3 ~ 4 7	2.666	埼玉県上水道	用水路	埼玉県
〃	中川二次	昭和 4 8 ~ 6 2	1.581	埼玉県上水道	用水路	埼玉県
〃	埼玉合口二期	昭和 5 3 ~ 平成 6	0.559	東京都上水道	用水路	水資源機構
			3.704	埼玉県上水道		
埼玉 埼玉・群馬	利根中央	平成 4 ~ 1 5	0.849	東京都上水道	用水路	農林水産省 水資源機構
	利根中央用水	平成 4 ~ 1 3	2.962	埼玉県上水道		
計			12.321			

(注) 国土交通省水資源部調べ

参考3-3-1 「工業用水法」による指定地域（10都府県62市区町村）

宮 城 県	仙台市の一部、多賀城市の一部、宮城郡七ヶ浜町の一部
福 島 県	南相馬市の一部
埼 玉 県	川口市の一部、草加市、蕨市、戸田市、八潮市、さいたま市の一部
千 葉 県	千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、浦安市、袖ヶ浦市の一部
東 京 都	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
神奈川県	川崎市の一部
	横浜市の一部
愛 知 県	名古屋市の一部
	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市の一部、弥富市、あま市、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村
三 重 県	四日市市の一部
大 阪 府	大阪市の一部
	豊中市の一部、吹田市の一部、高槻市の一部、茨木市の一部、摂津市
	守口市、八尾市の一部、寝屋川市の一部、大東市の一部、門真市、東大阪市の一部、四条畷市の一部
	岸和田市の一部、泉大津市、貝塚市の一部、和泉市の一部、泉北郡忠岡町
兵 庫 県	尼崎市
	西宮市の一部
	伊丹市

(出典) 環境省「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」

参考3-3-2 「建築物用地下水の採取の規制法律」による指定地域（4都府県39市区町※）

大 阪 府	昭和37年8月31日における大阪市の区域
東 京 都	昭和47年5月1日における東京都の区域のうち特別区の区域
埼 玉 県	昭和47年5月1日における川口市、浦和市、大宮市、与野市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域
千 葉 県	昭和49年8月1日における千葉県の区域のうち千葉市（旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、板倉町、高田町及び平川町を除く。）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（五所、八幡、八幡北町、八幡浦、八幡海岸通、西野谷、山木、若宮、菊間、草刈、古市場、大厩、市原、門前、藤井、郡本、能満、山田橋、辰巳台東、辰巳台西、五井、五井海岸、五井南海岸、岩崎、玉前、出津、平田、村上、岩野見、君塚、海保、町田、廿五里、野毛、島野、飯沼、松ヶ島、青柳、千種海岸、西広、惣社、根田、加茂、白金町、椎津、姉崎、姉崎海岸、青葉台、畑木、片又木、迎田、不入斗、深城、今津朝山、柏原、白塚、有秋台東及び有秋台西に限る。）、鎌ヶ谷市及び東葛飾郡浦安町の区域

※指定当時の数を示す。現在の行政区分では4都府県36市区。

（出典）環境省「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」

参考3-3-3 濃尾平野地下水採取量の推移

(採取目標量：規制地域 年間 2.7 億 m³)

対象地域 \ 年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
規制地域	6.6	6.0	5.7	5.2	4.4	4.2	4.1	4.1	4.0	3.6	3.0	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2
観測地域	5.9	5.5	5.2	5.2	5.1	5.1	4.8	5.1	5.1	5.0	5.0	5.1	5.2	5.1	5.3	5.4	5.3	5.1	5.1	4.9	5.4	5.4
計	12.5	11.5	10.9	10.4	9.5	9.3	8.9	9.2	9.1	8.6	8.0	7.9	7.9	7.8	8.0	8.0	7.8	7.5	7.4	7.1	7.7	7.6

対象地域 \ 年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
規制地域	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3
観測地域	5.3	5.3	5.3	5.2	5.3	5.1	5.1	5.1	4.4	4.4	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0
計	7.4	7.3	7.2	7.1	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.0	5.9	5.5	5.5	5.5	5.4	5.5	5.3	5.3	5.2	5.3	5.2

(注) 1. 規制地域…①採取量は、愛知県、三重県及び名古屋市の資料による。

②工業用水法並びに愛知県及び名古屋市の条例では「吐出口断面積 6cm²を超えるもの」、また、三重県の条例では「同 6cm²以上のもの」の井戸が対象である。

2. 観測地域…①採取量は、工業統計、平成 24 年経済センサス-活動調査(※)、水道統計及び「農業用地下水利用実態調査(1984 年度までは第 2 回調査(1974 年 4 月～1975 年 3 月調査)、1985 年度から 1995 年度までは第 3 回調査(1984 年 9 月～1985 年 8 月調査)、1996 年度以降は第 4 回調査(1995 年 10 月～1996 年 9 月調査)、2008 年度以降は第 5 回調査(2008 年 8 月調査))」(農林水産省)による。

(※) 2011 年(平成 23 年)データ

②2015 年(平成 27 年)工業用水の揚水量は工業統計未実施のため、2014 年(平成 26 年)の値を用いている。

参考3-3-4 筑後・佐賀平野地下水採取量の推移

(採取目標量：規制地域 佐賀地区 年間 600 万 m³、白石地区 年間 300 万 m³)

(単位：百万 m³/年)

対象地域 \ 年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
規制地域 佐賀地区	12.3	11.0	11.0	11.1	9.6	8.3	6.6	6.4	6.0	5.5	4.7	4.6	4.5	4.4	4.5	4.5	4.5	4.2	4.6	4.3	3.9	3.9
地域 白石地区	10.0	10.9	17.5	11.6	8.3	9.0	12.2	10.1	11.0	10.0	9.7	6.4	9.0	7.8	9.0	6.7	9.1	5.6	20.4	9.4	7.5	7.0
観測地域	71.1	66.7	64.1	62.7	61.2	61.4	60.3	61.2	60.2	53.9	53.3	53.1	53.4	54.4	55.2	54.4	54.7	55.5	55.8	55.3	54.5	53.7
計	93.4	88.7	92.7	85.5	79.1	78.7	79.0	77.6	77.3	69.4	67.7	64.0	66.8	66.6	68.8	65.5	68.2	65.3	80.8	69.0	65.9	64.6

対象地域 \ 年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
規制地域 佐賀地区	3.8	3.9	3.9	3.8	4.0	3.9	3.8	3.7	3.7	3.5	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9
地域 白石地区	7.1	7.0	6.6	2.8	4.4	2.4	4.2	6.4	2.5	3.8	4.0	5.0	3.2	3.1	1.1	0.7	0.7	0.6	0.8	0.9	0.8
観測地域	54.6	53.6	52.8	52.5	52.5	50.8	51.4	51.6	50.5	51.5	51.4	52.4	49.1	48.0	46.5	49.4	49.1	48.1	48.4	48.8	49.3
計	65.6	64.5	63.4	59.1	60.9	57.1	59.5	61.7	56.6	58.8	58.7	60.6	55.6	54.3	50.8	53.2	53.0	51.7	52.0	52.5	53.0

(注) 1. 規制地域採取量…1981 年度までは、佐賀県条例による報告値(吐出口断面積 21cm²を超えるもの)と環境省実態調査にもとづき推定したものの合算値。1982 年度以降は、佐賀県条例による報告値と国土交通省の行う実態調査(吐出口断面積が 6cm²を越え、21cm²以下の井戸の採取量)を数年ごとに併せての結果を合算した合計値。

2. 観測地域採取量…①工業統計、平成 24 年経済センサス-活動調査(※)、水道統計、「農業用地下水利用実態調査[1984 年度までは第 2 回調査(1974 年 4 月～1975 年 3 月調査)、1985 年度～1995 年度までは(1984 年 9 月～1985 年 8 月調査、1994 年度～2010 年度までは 1995 年 10 月～1996 年 9 月調査、2011 年度以降は 2011 年 8 月調査)]」(農林水産省)及び福岡県調べによる。

(※) 2011 年(平成 23 年)データ

②佐賀県における農業用については、佐賀市及び大和町の規制地域を含む。

参考3-3-5 関東平野北部地下水採取量の推移

(採取目標量：保全地域 年間 4.8 億 m³)

(単位：億 m³/年)

対象地域 \ 年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
保全地域	7.3	7.2	7.2	6.7	6.6	7.0	6.6	6.8	6.2	6.6	6.2	6.4	5.9	5.3	5.1	5.2	5.2
観測地域	5.7	5.7	5.6	5.4	5.5	5.7	5.5	5.7	5.5	5.7	5.6	5.5	5.3	4.9	4.5	4.7	4.7
計	13.1	12.9	12.9	12.0	12.1	12.8	12.1	12.4	11.7	12.4	11.8	11.9	11.2	10.3	9.6	9.9	9.9

対象地域 \ 年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
保全地域	5.0	4.9	5.2	5.0	4.9	5.1	4.9	5.0	5.1	4.8	4.9	5.0	4.9	5.0	4.9	5.1	5.2
観測地域	4.5	4.3	4.7	4.7	4.4	4.5	4.3	4.2	4.3	4.2	4.2	4.2	4.0	4.5	4.5	4.3	5.3
計	9.5	9.2	9.8	9.7	9.3	9.6	9.2	9.2	9.4	9.1	9.1	9.3	8.9	9.4	9.4	9.4	10.5

(注) 1. 工業統計、平成 24 年経済センサス-活動調査(※)、水道統計、関係各県(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県)における条例報告値、国土交通省調査、関係各県(群馬県)調査による合計値である。

(※) 2011 年(平成 23 年)データ

2. 農業用水については、「農業用地下水利用実態調査(1984 年 9 月～1985 年 8 月調査及び 1995 年 10 月～1996 年 9 月調査)」(農林水産省)及び関係各県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県)調べによる推定値である。

3. 昭和 61 年(1986 年)の保全地域における採取量は補正後の数値であり、表 3-3-1「地盤沈下防止等対策要綱の概要」に記載の数値と異なる。

参考3-4-1 環境基準項目

人の健康の保護に関する環境基準

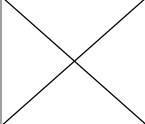
項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム(※)	0.02mg/L 以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又規格34.1.1c)(注2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表8に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

(※)施行日:令和4年4月1日

生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準

1 河川
(1) 河川(湖沼を除く。)
ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数(※)	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/ 100ml以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指 定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/ 100ml以下	
	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法 又はガラス電極を用い る水質自動監視測定装 置によりこれと同程度 の計測結果の得られる 方法	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる方 法	規格 32 に定める方法又は隔 膜電極若しくは光学式センサ を用いる水質自動監視測定 装置によりこれと同程度の計 測結果の得られる方法	付表 10 に掲げ る方法	
備考 1 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注)
- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

(※) 施行日:令和4年4月1日

項目 類型	水生生物の生息状況の 適 応 性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg／L 以下	0.001mg／L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類 型ごとに指定する水域
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L 以下	0.0006mg／L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg／L 以下	0.002mg／L 以下	0.05mg/L 以下	
生物 特 B	生物 A又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg／L 以下	0.002mg／L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定め る方法	付表 11 に掲げる方 法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数(※)	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg／L 以下	1mg／L 以下	7.5mg／L 以上	20 CFU／100ml以下	第1の2の(2)により水 域類型ごとに指定する 水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg／L 以下	5mg／L 以下	7.5mg／L 以上	300 CFU／100ml以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg／L 以下	15mg／L 以下	5mg／L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg／L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg／L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 17 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げる方法	
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU／100ml 以下とする。 3 水道 3 級を利用目的としている地点(水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000 CFU／100ml 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(※) 施行日:令和4年4月1日

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値		該当水域
		全窒素	りん 全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6(規格 45 の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	規格 46.3(規格 46 の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 りん 3 農業用水については、全 磷 の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(※) 施行日：令和4年4月1日

項目 類型	水生生物の生息状況の 適 応 性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数(※)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100ml 以下	検出されな いこと。	第1の2の(2)により水 域類型ごとに指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方 法又はガラス電極を 用いる水質自動監視 測定装置によりこれ と同程度の計測結果 の得られる方法	規格17に定める方 法(ただし、B類型の 工業用水及び水産2 級のうちノリ養殖の 利水点における測定 方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法 又は隔膜電極若しくは 光学式センサを用いる 水質自動監視測定装 置によりこれと同程度 の計測結果の得られる 方法	付表10に掲げる 方法	付表14に掲 げる方法	
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水 浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離さ せて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した 空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行なった空試験値(ml) fNa₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注)
- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- “ 2級: ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(※) 施行日: 令和4年4月1日

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	りん 全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の 適 応 性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧 酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産 段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素 耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又 は付表 13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(出典) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 3 年 10 月) 別表

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下に同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム(※)	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注イ)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

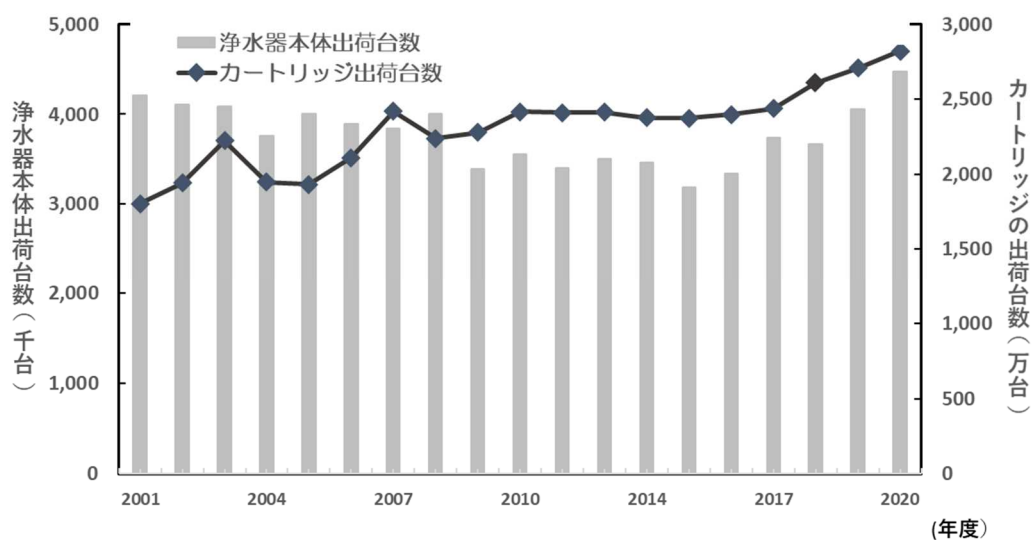
備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(※)施行日：令和4年4月1日

(出典) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：令和3年10月)別表

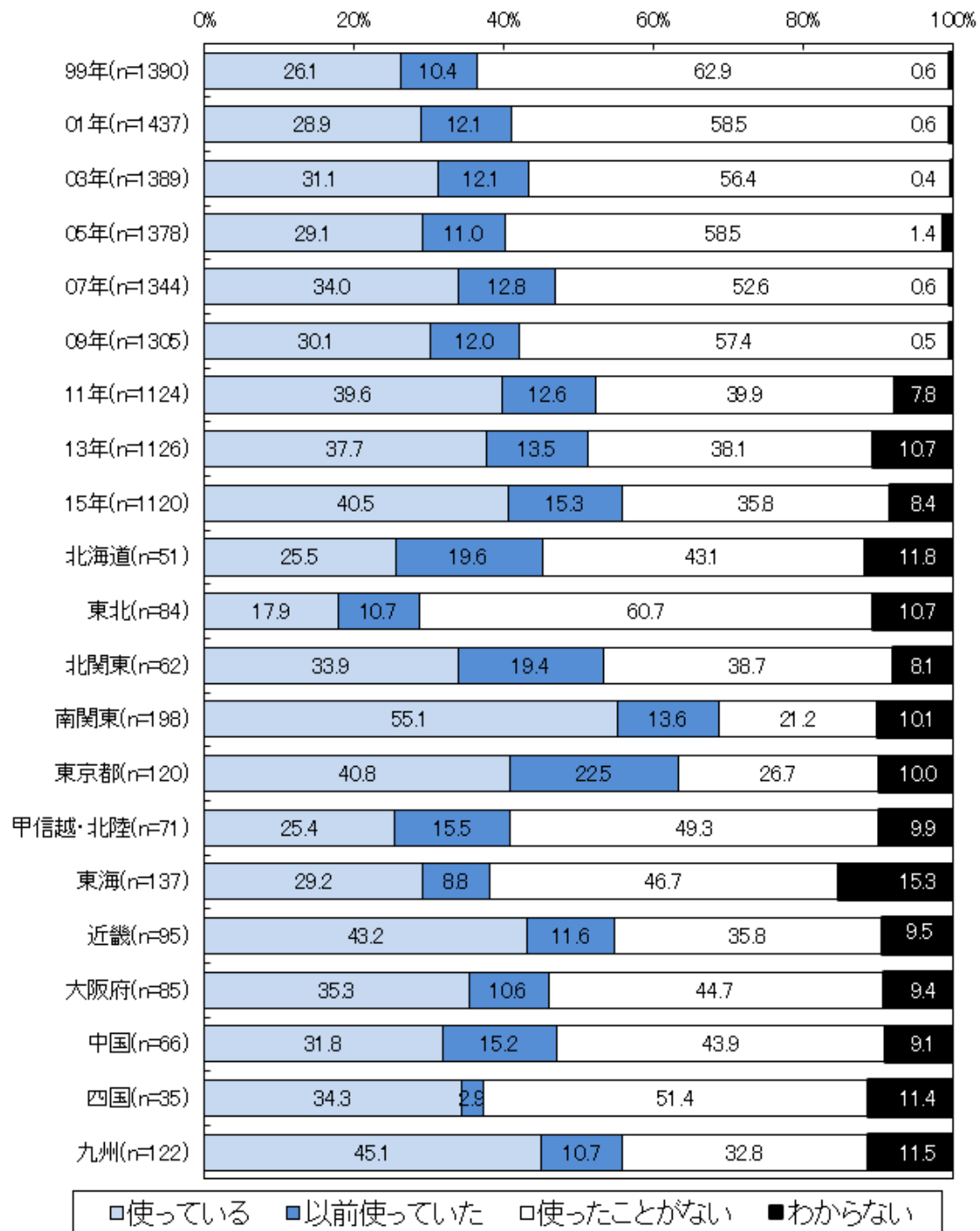
参考3-4-2 浄水器・カートリッジの出荷台数の推移



年度	浄水器本体出荷台数 (千台)	カートリッジ出荷台数 (千台)
2001	4,213	18,050
2002	4,106	19,416
2003	4,086	22,237
2004	3,756	19,483
2005	4,009	19,334
2006	3,888	21,099
2007	3,842	24,181
2008	4,006	22,377
2009	3,387	22,777
2010	3,551	24,150
2011	3,404	24,095
2012	3,509	24,118
2013	3,684	24,629
2014	3,465	23,778
2015	3,184	23,730
2016	3,346	23,982
2017	3,740	24,389
2018	3,664	26,061
2019	4,058	27,058
2020	4,475	28,200

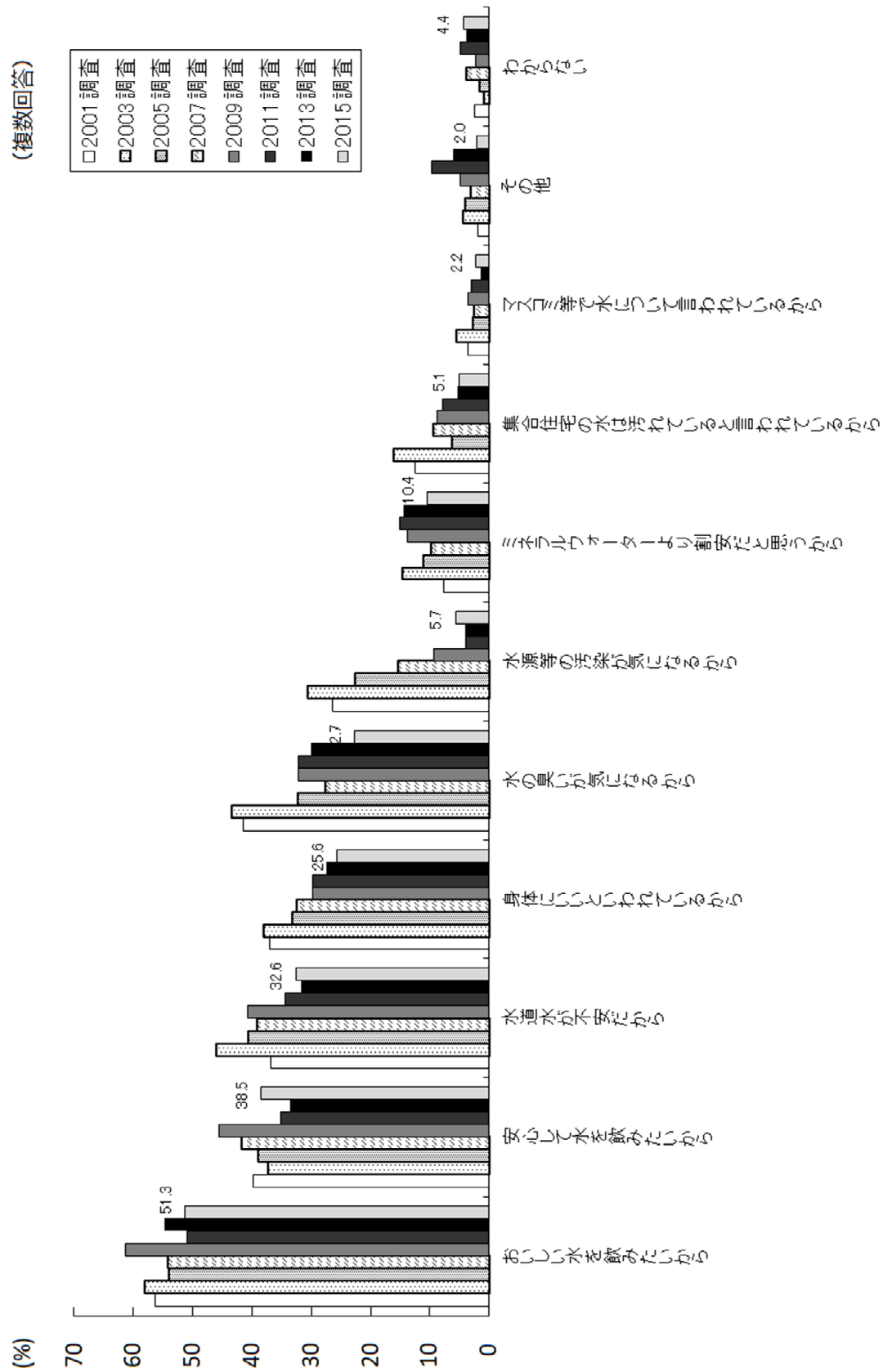
(注) 一般社団法人浄水器協会資料をもとに国土交通省水資源部作成

参考3-4-3 浄水器の全国・地域別使用状況



(注) 1. 2016年一般社団法人浄水器協会調べ
 2. 地域区分は以下のとおり(他の地域は「参考1-2-3」の区分と同じ。)
 東北: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 北関東: 茨城、栃木、群馬
 南関東: 埼玉、千葉、神奈川
 甲信越・北陸: 新潟、長野、富山、石川、福井、山梨
 東海: 岐阜、静岡、愛知、三重
 近畿: 滋賀、京都、奈良、兵庫、和歌山
 九州: 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

参考3-4-4 浄水器設置理由



(注) 一般社団法人浄水器協会調べ

参考3-7-1 各種用水の渇水影響地区数

年	水道用水	工業用水	農業用水	渇水影響地区数
1965	6	0	5	8
1966	5	1	3	7
1967	45	14	95	96
1968	8	3	17	24
1969	12	3	15	26
1970	8	4	10	19
1971	11	2	2	12
1972	5	0	1	5
1973	82	30	84	107
1974	23	4	15	35
1975	16	6	11	26
1976	25	7	16	35
1977	28	18	28	53
1978	75	27	99	108
1979	24	5	16	34
1980	20	0	4	23
1981	22	4	10	25
1982	39	15	40	54
1983	24	4	13	35
1984	76	10	37	91
1985	43	10	41	71
1986	36	16	16	52
1987	38	17	22	52
1988	26	7	8	31
1989	17	8	27	44
1990	20	11	31	48
1991	11	2	9	16
1992	9	5	3	16
1993	4	7	1	11
1994	105	33	95	130
1995	31	18	10	45
1996	35	17	7	45
1997	7	11	4	20
1998	5	6	3	12
1999	8	7	7	19
2000	13	12	14	31
2001	11	13	0	20
2002	8	17	6	27
2003	3	6	2	11
2004	6	4	2	12
2005	10	9	3	22
2006	3	3	0	7
2007	8	3	0	11
2008	8	9	1	16
2009	6	5	3	13
2010	2	3	0	5
2011	4	5	3	12
2012	3	4	2	8
2013	9	11	4	21
2014	3	3	0	6
2015	0	0	0	0
2016	3	4	0	6
2017	5	6	1	12
2018	10	3	5	18
2019	5	9	2	16
2020	0	2	0	2

- (注) 1. 国土交通省水資源部調べ
2. 全国を1965～1978年は144、1979～1989年は169、1990～1997年は171、1998～2003年は172、2004年は175、2005年は172、2006年は171、2007年から168の地区に分割して集計した。
3. 水道用水、工業用水については、減断水のあった地区の数である。
4. 1979年以降の（ ）内の数字は減断水のあった延べ水道事業数である。

参考3-7-2 水道用水の渇水による影響（2020年）

地域区分	給水制限を行った 延べ水道事業体		影響人口		③渇水影響度 Σ：水道事業体毎の給水 制限率(%)×給水制限日 数(日)×影響人口(人) (上水道のみ) (10 ⁶ %・人・日)	給水制限率(%) × 給水制限日数 (日) ④=③/① (%・日)
	上水道 (件)	簡易水道 (件)	①上水道 (千人)	②簡易水道 (千人)		
北海道	0	0	0.00	0.00	0.0	
東北	0	0	0.00	0.00	0.0	
関東内陸	0	0	0.00	0.00	0.0	
関東臨海	0	0	0.00	0.00	0.0	
東海	0	0	0.00	0.00	0.0	
北陸	0	0	0.00	0.00	0.0	
近畿内陸	0	0	0.00	0.00	0.0	
近畿臨海	0	0	0.00	0.00	0.0	
山陰	0	0	0.00	0.00	0.0	
山陽	0	0	0.00	0.00	0.0	
四国	0	0	0.00	0.00	0.0	
北九州	0	0	0.00	0.00	0.0	
南九州	0	0	0.00	0.00	0.0	
沖縄	0	0	0.00	0.00	0.0	
全国	0	0	0.00	0.00	0.0	

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ
 2. 地域区分については、参考1-2-3を参照
 3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-7-3 工業用水の渇水による影響（2020年）

地域区分	①渇水時1日平均給水量 (千m ³ /日)	②平常時1日平均給水量 (千m ³ /日)	制限率(%) ③=(②-①)/②×100
北海道	0	0	
東北	0	0	
関東内陸	0	0	
関東臨海	0	0	
東海	0	0	
北陸	0	0	
近畿内陸	0	0	
近畿臨海	0	0	
山陰	0	0	
山陽	0	0	
四国	228	275	17.1
北九州	0	0	
南九州	0	0	
沖縄	0	0	
全国	228	275	17.1

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ
 2. 地域区分については参考1-2-3を参照
 3. 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

参考3-7-4 農業用水の渇水による影響（2020年）

地域区分	①耕地面積 (2019年) (千ha)	②渇水影響 面積 (ha)	③=②/① 渇水影響面 積比率 (%)	④ 渇水日数× 影響面積 (ha・日)	⑤=④/② 平均渇水日数 (日)
北海道	1,144	----	----	----	
東北	1,000	----	----	----	
関東内陸	378	----	----	----	
関東臨海	224	----	----	----	
東北陸	359	----	----	----	
近畿内陸	139	----	----	----	
近畿臨海	102	----	----	----	
山陰	118	----	----	----	
山陽	71	----	----	----	
四国	165	----	----	----	
北九州	134	----	----	----	
南九州	233	----	----	----	
沖縄	293	----	----	----	
全 国	38	----	----	----	
	4,398	0	0.00	0	

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ（耕地面積は農林水産省「耕地及び作付面積統計」により算出）
2. 地域区分については参考1-2-3を参照
3. 四捨五入の関係で集計が合わないことがある。

参考3-7-5 家庭における渇水による影響の比較

	項目	過去	現在
家事労働増加	○給水車からの水運び	○専業主婦や体のきく若者が中心になって行った。 ○建物が低層中心であったため高い階への水の運び上げの必要がなかった。	◎核家族化、共稼ぎ、老人世帯の増加により家事労働余力が減少しているため、思うようにできない。 ◎水使用量の増加、住宅の中高層化により、負担が増加した。
	○時間給水への対応	○交代で水をくみおきできた。	◎単身者の増加により負担が増加した。
	○便所	○くみとりなので影響なし。	◎使用後各用途の排水を使って汚物を流下させるため負担が増加した。
	○風呂	○水運びは必要であるが、湯わかしは慣れているため負担にならない。	◎給湯機器が使用不能となるため、湯わかし及び水運びが必要となる。
	○洗濯	○たらい使用は慣れているため負担にならない。	◎洗濯機を使用できないため、負担が増加する。
	○炊事・洗面	○水運びの手間が増加。	○同左
	○給湯(炊事、風呂等)	○湯わかしは慣れているため負担にならない。	◎給湯システムが使用不能になることもありうるので湯わかしによる負担が増加する。
不快感	○便所	○影響なし。	◎他用途からの排水を使うため、水質は悪化し多少の不快感はある。
	○風呂	○入浴回数減少による不快感は避けられない。	○同左
	○炊事・洗濯	○ため洗い等水洗いが十分にできないため不快感は避けられない。	○同左
支出増	○物品・サービス購入	(注) 過去においても渇水時には右記の費用の発生がなかったわけではないが、所得水準が低かったことや多様な商品が出回ってなかったことにより、支出額は少なかった。	◎各種費用の増加 ・クリーニング、紙おむつへの変更等洗濯関係 ・店屋もの食事、紙食器等炊事関係 ・ボトルウォーター等飲料水関係 ・通院費等保健医療関係
	○貯水槽	○バケツ、桶等が必要。	○風呂桶があるので、その分だけ不要。
	○ホース、ポンプ、手押し車等	○人手もあり現在よりも必要性は小さい。	◎水運び労働軽減のために必要。
その他	○雑用水	○家の付近のため池や川等の水を雑用水として利用可能であった。	◎家の付近の水面の減少により、雑用途必要水量の確保が困難。

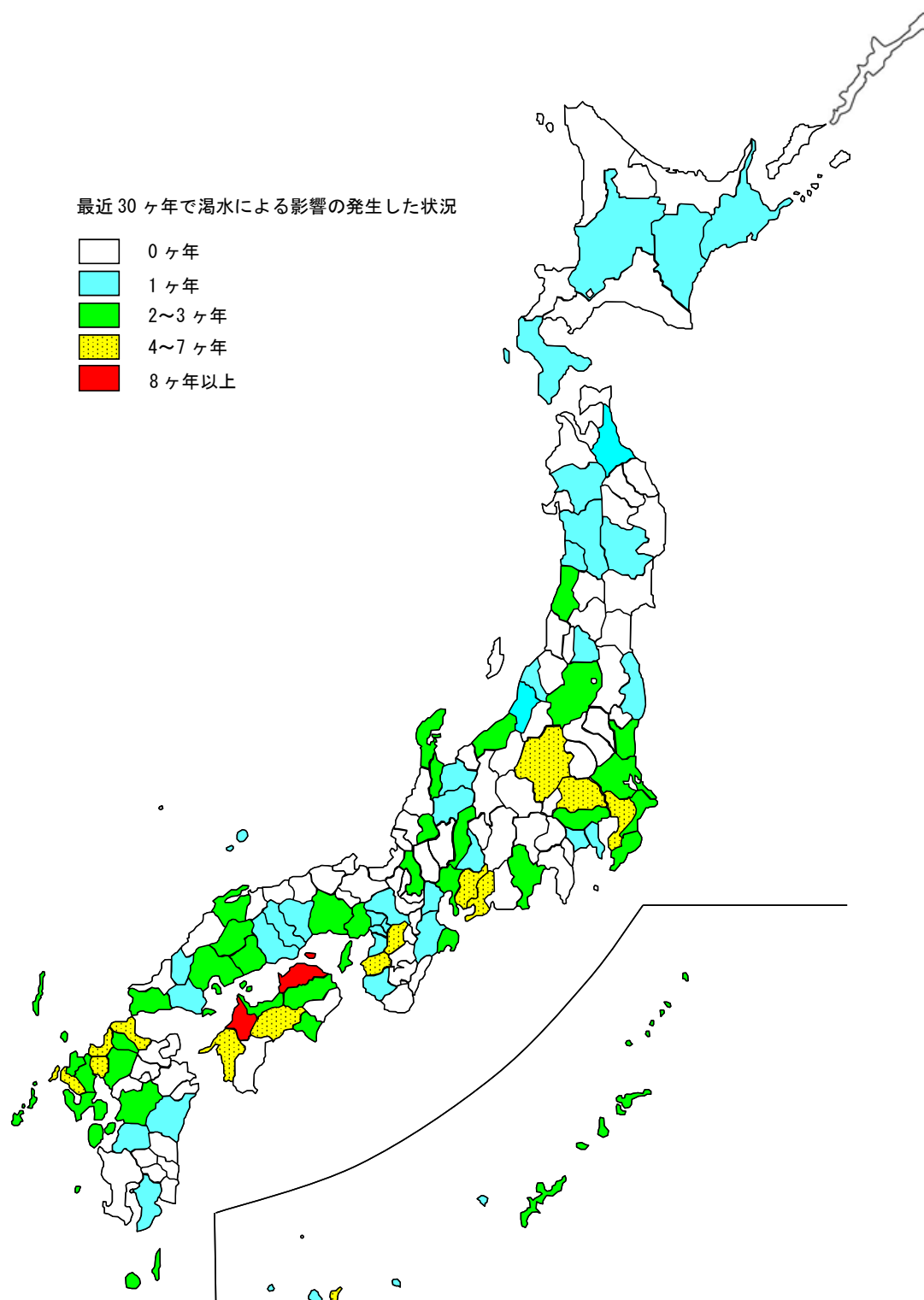
(注) 1. (株) 水問題研究所及び国土交通省資料をもとに国土交通省水資源部が作成
2. ◎は過去に比べて影響が大きい項目である。

参考 3 - 7 - 6 既往の主な渇水

年	地域		給水制限		備 考
	都 市 名	主 要 河 川	期間	日数	
1964	東 京 都	多 摩 川	7.10～10. 1	84日間	東京五輪渇水
1967	北 九 州 市	遠 賀 川	6.19～10.26	130日間	
	筑 紫 野 市	筑 後 川	9. 5～ 9.26	22日間	
	長 崎 市		9.25～12. 5	72日間	長崎渇水
1973	松 江 市	斐 伊 川	6.20～11. 1	135日間	
	大 竹 市	小 瀬 川	7.27～ 9.13	49日間	
	高 松 市		7.13～ 9. 8	58日間	高松砂漠
	那 覇 市 他		11.21～翌 9.24	239日間	
1977	淀 川 沿 川 都 市	淀 川	8.26～翌 1. 6	134日間	
	那 覇 市 他		4.27～翌 4. 7	176日間	
1978	淀 川 沿 川 都 市	淀 川	9.1～翌2.8	161日間	
	北 九 州 市	遠 賀 川	6. 8～12.11	173日間	
	福 岡 市	筑 後 川	5.20～翌 3.24	287日間	福岡渇水
1981	那 覇 市 他		7.10～翌 6. 6	326日間	
1984	蒲 郡 市 他（豊川用水地域）	豊 川	10.12～翌 3.13	154日間	
	東 海 市 他（愛知用水地域）	木 曽 川	8.13～翌 3.13	213日間	
	淀 川 沿 川 都 市	淀 川	10. 8～翌 3.12	156日間	
1986	蒲 郡 市 他（豊川用水地域）	豊 川	8.28～翌 1.26	152日間	
	東 海 市 他（愛知用水地域）	木 曽 川	9. 3～翌 1.26	146日間	
	淀 川 沿 川 都 市	淀 川	10.17～翌 2.10	117日間	
1987	東 京 都 他	利 根 川・荒川	6.16～ 8.25	71日間	首都圏渇水
	蒲 郡 市 他（豊川用水地域）	豊 川	8.24～翌5.23	274日間	
	東 海 市 他（愛知用水地域）	木 曽 川	9.12～翌3.17	188日間	
1989	那 覇 市 他		2.27～ 4.26	59日間	
1990	東 京 都 他	利 根 川・荒川	7.23～ 8. 9	18日間	
	奈 良 県	木 津 川	9. 1～ 9.16	16日間	
	高 松 市 他	吉 野 川	8. 2～ 8.24	23日間	
1991	那 覇 市 他		6.10～ 7.27		
			9. 6～ 9.24	64日間	
			(除く9/12,17,18)		
1993	石 垣 島		7.19～翌 3. 3	219日間	
1994	高 松 市	吉 野 川	7.11～ 9.30	67日間	列島渇水
	松 山 市	重 信 川	7.26～11.25	123日間	
	福 岡 市	筑 後 川	8. 4～翌 5.31	295日間	
	佐 世 保 市		8. 1～翌 3. 5	213日間	
1995	高 知 市	鏡 川	12.13～翌 3.18	97日間	
1996	東 京 都 他	利 根 川・荒川	8.16～ 9.26	42日間	
	神 奈 川 県	相 模 川・酒匂川	2.26～ 4.24 7. 5～ 7.22	77日間	
1997	高 知 市	鏡 川	1.20～ 3.17	57日間	
1998	高 松 市 他	吉 野 川	9. 7～ 9.24	18日間	
	高 知 市	鏡 川	12.22～翌 3.15	84日間	
2000	姫 路 市	市 川 水 系	7.24～10. 2	71日間	
	今 治 市 他	蒼 社 川	8 .3～ 9.22	51日間	
2005	豊 橋 市	豊 川	6.15～ 8.25	72日間	
	大 和 郡 山 市	紀 ノ 川	6.27～ 8.26	61日間	
	高 松 市 他	吉 野 川	6.22～ 9. 7	78日間	
	阿 南 市 他	那 賀 川	4.26～7.12 8. 3～9. 4	77日間 33日間	
2007	高 松 市 他	吉 野 川	5.24～ 7.14	52日間	
	佐 世 保 市 他		11.23～翌 4.30	159日間	
2008	高 松 市 他	吉 野 川	7.25～ 11.25	124日間	
	松 山 市	重 信 川	8.4～ 10.6	64日間	
2009	高 松 市 他	吉 野 川	6.3～8.10	69日間	
			9. 12～11. 18	68日間	
	松 山 市	重 信 川	5.22～7.2	42日間	
2013	蒲 郡 市 他（豊川用水地域）	豊 川	8.20～9.18	30日間	
	高 松 市 他	吉 野 川	8.2～9.4	34日間	
2016	東 京 都 他	利 根 川	6.16～8.24	70日間	
	高 松 市 他	吉 野 川	8.9～9.21	44日間	
2017	東 京 都 他	荒 川	3.17～4.4	19日間	
	高 松 市 他	吉 野 川	6.17～7.5	47日間	
			7.29～8.8		
			9.2～9.7 9.8～9.18		
2018	米 沢 市	最 上 川	7.27～8.29	34日間	
	勝 山 市	九 頭 竜 川	1.29～2.26	29日間	
2019	行 橋 市 他	今 川	6.6～9.30	117日間	

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ
2. 2020 年度までの主な渇水について記述

参考3-7-7 最近30年間で渇水による上水道の減断水が発生した状況



(注) 1. 国土交通省水資源部調べ
2. 1991年から2020年の30年間で、上水道について減断水のあった年数を図示したものである。

参考3-7-8 災害・事故等に伴う影響

① 地震に伴う影響事例

地震に伴う影響は、主として施設の破損が原因となり発生するが、他のものと大きく異なる点は、災害が突発的に生ずること及び地震の規模によっては被害が広域におよび、その影響が長期化することである。近年の地震に伴う主な事例は参考3-7-9のとおりである。

② 台風、集中豪雨に伴う影響事例

台風や集中豪雨に伴う洪水等による影響で、施設や管路の破損、流出や広域的な停電による水供給機能の停止等が発生する。令和2年(2020年)の7月豪雨では、全国各地で土砂崩れに伴う管路破損や原水の濁度上昇等により、17県で3万7千世帯を超える断水被害が発生したほか、令和元年(2019年)には9月に房総半島台風により3都県で約13万9千世帯、10月には東日本台風により14都県で約16万7千世帯を超える断水がそれぞれ発生している。

③ 水質事故等に伴う影響事例

水質事故に伴う影響は、有害物質を含んだ汚水の水源への流出、廃棄物の不法投棄や車両事故に伴う水源の汚染等により発生する。平成4年3月には宮城県気仙沼市で油汚染事故、10月には広島市でシアン系化合物による水源汚染により断水が生じた事例がある。また、トリクロロエチレン等による地下水汚染により井戸の使用を停止するという事例も多数発生している。さらに平成8年6月には埼玉県で水道水が原虫のクリプトスポリジウムにより汚染された事例が発生し、その後の調査でも原水中に検出されている事例がある。平成17年10月には、滋賀県甲賀市で油臭事故により給水を停止した事例がある。平成24年5月には、利根川水系の浄水場で、水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出されたことにより、千葉県野田市、柏市、八千代市、我孫子市、流山市で断水を生じた事例がある。

④ その他の影響事例

その他の原因に伴う影響としては、平成28年(2016年)は、九州地方での記録的寒波の影響、給水施設の停電などによる障害や、配水管の老朽化などに伴う破断等の事故等により、給水停止が福岡県、熊本県、神奈川県等で生じ、延べ約86万人が影響を受けた。昭和61年3月に神奈川県で雪と強風による停電(送電線鉄塔が倒壊)で、209万人に及ぶ断滅水を生じた事例のほか、地すべりや高波に伴う事例、船舶による海底送水管の破損に伴う事例等が発生している。

また、施設の老朽化による事故による影響としては、平成18年8月に広島県で送水トンネルの岩盤崩落により約3.2万世帯が断水した事例、平成21年1月に青森県で発生した導水管の破損事故により約23万人に最大6日間の断水による影響が生じた事例、平成24年7月に大阪府堺市で発生した老朽化に伴う配水管の破損により約7万人に断水による影響が生じた事例、平成25年2月に北海道網走市で発生した導水管の破損事故により約3万人に断水による影響が生じた事例のほか、送水管の破損に伴う事例等が発生している。

その他、平成2年11月に噴火を開始した雲仙岳の例では、2ヶ所の簡易水道施設(給水人口計約3,700人)が被害を受けた。この事例では、別途避難住民への給水確保等の必要な対応がとられた。

参考3-7-9 主な地震と水道被害

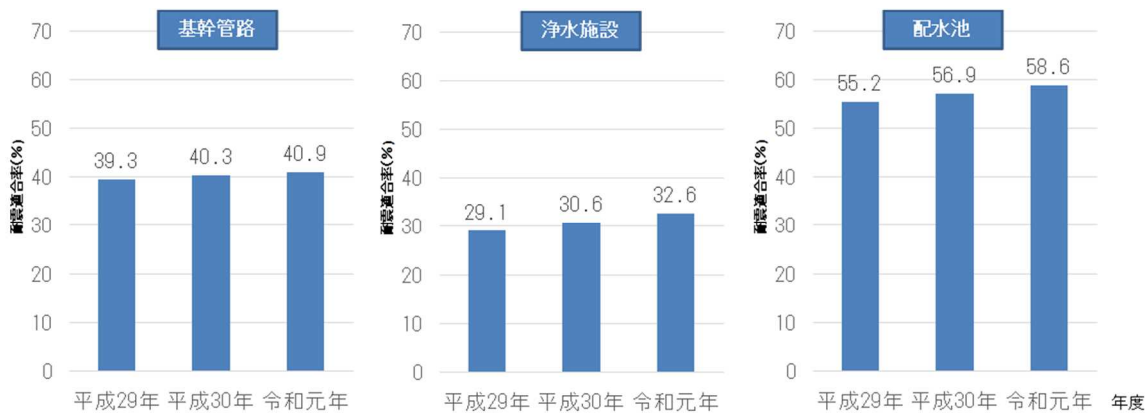
地震等名称	年月日	規模及び最大震度	被害内容	
新潟地震	昭和39.6.16	M7.5 震度5	(新潟市)	施設の被害 取水・浄水・配水等施設 軽微 管路施設 総延長の70%被害 被害人口 254,000人 被害戸数 55,000戸 断減水 全市内断水 被害額 21億円
1968年十勝沖地震	43.5.16	M7.9 震度5	(青森市)	施設の被害個所数 347個所 被害額 3億3千万円
1978年宮城県沖地震	53.6.12	M7.4 震度5	(宮城県)	施設の被害 取水・浄水・配水等施設 38個所 導・送・配水管 1,638個所 給水管 5,982個所 被害市町村 64市町村 断水 54市町村 被害額 11億4千万円
昭和58年(1983年)日本海中部地震	58.5.26	M7.7 震度5	(青森県、秋田県)	施設の被害 管路 1,812個所 被害戸数 40,402戸 断水戸数 40,321戸 被害額 9億5千万円
昭和59年(1984年)長野県西部地震	59.9.14	M6.8 震度4	(長野県)	施設の被害 管路の被害多い 断水人口 3,816人 被害戸数 1,283戸 被害額 8千5百万円
千葉県東方沖の地震	62.12.17	M6.7 震度5	(千葉県)	施設の被害 取水・浄水・配水等施設 152個所 配水管 296個所 給水装置 5,079個所 断水人口 50,203人 断水戸数 13,657戸 被害額 2億3千万円
平成5年(1993年)釧路沖地震	平成5.1.15	M7.5 震度6	(北海道)	施設の被害 46市町村、62水道、450件 断水市町村 38市町村、48水道 断水戸数 20,093戸 断水日数 最大17日 被害額 2億8千万円
能登半島沖の地震	5.2.7	M6.6 震度5	(石川県珠洲市)	施設の被害 送・配水管34個所 断水人口 8,483人 断水戸数 2,329戸 断水日数 最大2日
平成5年(1993年)北海道南西沖地震	5.7.12	M7.8 震度5	(北海道)	施設の被害 32市町村、56水道、約1,030件 断水市町村 22市町村、41水道 断水戸数 17,907戸 断水日数 最大14日 被害額 2億5千万円
平成6年(1994年)北海道東方沖地震	6.10.4	M8.2 震度6	(北海道)	施設の被害 24市町村、36水道 断水戸数 31,462戸(約9万人) 断水日数 最大10日
平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	6.12.28	M7.6 震度6	(青森県、岩手県)	施設の被害 青森11水道、岩手5水道 断水人口 青森約117千人、岩手約700人 断水日数 最大6日 被害額 約666百万円 (青森県分、平成7年1月7日の大規模な余震による被害含む)
平成7年(1995年)兵庫県南部地震	7.1.17	M7.3 震度7	(兵庫県ほか)	施設の被害 9府県81水道 断水戸数 約130万戸 断水日数 最大90日 被害額 約600億円(兵庫県分)
山梨県東部・富士五湖の地震	8.3.6	M5.5 震度5	(山梨県)	施設の被害 5水道 断水戸数 約3,900戸 断水日数 最大7日
鹿児島県薩摩地方の地震	9.3.26	M6.6 震度5強	(鹿児島県)	施設の被害 7水道 断水人数 延べ18,101人 断水日数 最大4日
平成12年(2000年)鳥取県西部地震	12.10.6	M7.3 震度6強	(鳥取県ほか)	施設の被害 6県38市町村 断水戸数 約8,300戸 断水日数 最大11日(飲料用使用不可を含む)
平成13年(2001年)芸予地震	13.3.24	M6.7 震度6弱	(広島県ほか)	施設の被害 4県35市町村 断水戸数 約48,500戸 断水日数 最大2日
宮城県沖の地震	15.5.26	M7.1 震度6弱	(岩手県、宮城県ほか)	施設の被害 2県27市町村 断水戸数 約4,792戸 断水日数 最大22日
宮城県中部の地震	15.7.26	M6.4 震度6強	(宮城県ほか)	施設の被害 1県 8市町村 断水戸数 約13,721戸 断水日数 最大22日

地震等名称	年月日	規模及び最大震度	被害内容	
平成15年(2003年)十勝沖地震	15.9.26	M8.0 震度6弱	(北海道)	施設の被害 1道29市町村 断水戸数 約15,956戸 断水日数 最大 8日
三重県南東沖の地震	16.9.5	M7.4 震度5弱	(和歌山県ほか)	施設の被害 2県2町 断水戸数 50戸 断水日数 最大 2日
茨城県南部の地震	16.10.6	M5.7 震度5弱	(埼玉県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 30戸 断水日数 最大 2日
平成16年(2004年)新潟県中越地震	16.10.23	M6.8 震度7	(新潟県)	施設の被害 1県45水道 断水戸数 約129,800戸 断水日数 最大 888日(避難指示発令の地区において)
釧路沖の地震	16.11.29	M7.1 震度5強	(北海道)	施設の被害 1道2市町 断水戸数 20戸 断水日数 最大 1日
留萌地方南部の地震	16.12.14	M6.1 震度5強	(北海道)	施設の被害 1道2町 断水戸数 621戸 断水日数 最大 6日
福岡県北西沖の地震	17.3.20	M7.0 震度6弱	(福岡県ほか)	施設の被害 3県13市町 断水戸数 849戸 断水日数 最大 3日
千葉県北西部の地震	17.7.23	M6.0 震度5強	(千葉県ほか)	施設の被害 1県2市 断水戸数 430戸 断水日数 最大 1日
宮城県沖の地震	17.8.16	M7.2 震度6弱	(宮城県ほか)	施設の被害 3県3市1町 断水戸数 49戸 断水日数 最大 1日
平成19年(2007年)能登半島地震	19.3.25	M6.9 震度6強	(石川県ほか)	施設の被害 2県8市町 断水戸数 13,328戸 断水日数 最大 13日
平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	19.7.16	M6.8 震度6強	(新潟県ほか)	施設の被害 2県9市町村 断水戸数 約59,000戸 断水日数 最大 20日
神奈川県西部の地震	19.10.1	M4.9 震度5強	(神奈川県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 214戸 断水日数 最大 1日
平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	20.6.14	M7.2 震度6強	(岩手県、宮城県ほか)	施設の被害 4県11市町 断水戸数 5560戸 断水日数 最大 60日(避難指示発令の地区において)
岩手県沿岸北部の地震	20.7.24	M6.8 震度6弱	(岩手県ほか)	施設の被害 3県7市町 断水戸数 1364戸 断水日数 最大 12日
駿河湾の地震	21.8.11	M6.5 震度6弱	(静岡県、神奈川県)	施設の被害 2県39市町 断水戸数 約75,000戸 断水日数 最大 3日
千葉県北東部の地震	22.7.23	M5.0 震度5弱	(茨城県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 3,041戸 断水日数 最大 1日
福島県中通りの地震	22.9.29	M5.7 震度4	(福島県)	施設の被害 1県6市町村 断水戸数 100戸 断水日数 最大 2日
岐阜県飛騨地方の地震	23.2.27	M5.5 震度4	(岐阜県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 100戸 断水日数 最大 2日
三陸沖の地震	23.3.9	M7.3 震度5弱	(宮城県)	施設の被害 1県3市町 断水戸数 38戸 断水日数 最大 3日
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	23.3.11	M9.0 震度7	(岩手県、宮城県、福島県、茨城県ほか)	施設の被害 19都道県約190市町村 断水戸数 約257万戸 断水日数 最大約7ヶ月(津波被災地域を除く) 岩手県、宮城県、福島県の津波による被災施設は復興事業を実施中
淡路島付近の地震	25.4.13	M6.3 震度6弱	(兵庫県、大阪府、徳島県)	施設の被害 3県7市 断水戸数 205戸 断水日数 最大2日
伊予灘の地震	26.3.14	M6.2 震度5強	(広島県、愛媛県)	施設の被害 2県5市 断水戸数 195戸 断水日数 最大1日
長野県北部の地震	26.11.22	M6.7 震度6弱	(長野県、新潟県)	施設の被害 2県7市町村 断水戸数 約1300戸 断水日数 最大24日
平成28年(2016年)熊本地震	28.4.14 28.4.16 ほか	M6.5 震度7 M7.3 震度7 ほか	(熊本県、大分県、宮崎県、福岡県ほか)	施設の被害 7県34市町村 断水戸数 約44万6千戸 断水日数 最大103日
鳥取県中部の地震	28.10.21	M6.6 震度6弱	(鳥取県、岡山県)	施設の被害 2県6市町 断水戸数 約1万6千戸 断水日数 最大4日
島根県西部の地震	30.4.9	M6.1 震度5強	(島根県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 1,459戸 断水日数 最大6日
大阪府北部の地震	30.6.18	M6.1 震度6弱	(大阪府)	施設の被害 1府3市 断水戸数 約9.4万戸 断水日数 最大2日
平成30年北海道胆振東部地震	30.9.6	M6.7 震度7	(北海道)	施設の被害 1道44市町村 断水戸数 約6.8万戸 断水日数 最大34日(家屋等損壊地域除く)
胆振地方中東部の地震	31.2.21	M5.8 震度6弱	(北海道)	施設の被害 1道1町 断水戸数 111戸 断水日数 最大2日
日向灘の地震	令和元.5.10	M6.3 震度5弱	(宮崎県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 18戸 断水日数 最大1日
山形県沖の地震	令和元.6.18	M6.7 震度6強	(山形県)	施設の被害 1県1市 断水戸数 21戸 断水日数 最大1日
福島県沖の地震	令和3.2.13	M7.3 震度6強	(宮城県、福島県、茨城県、栃木県)	施設の被害 4県21市町村 断水戸数 約2.7万戸 断水日数 最大6日

(注) 国土交通省水資源部、厚生労働省及び気象庁調べ(2021年4月現在)

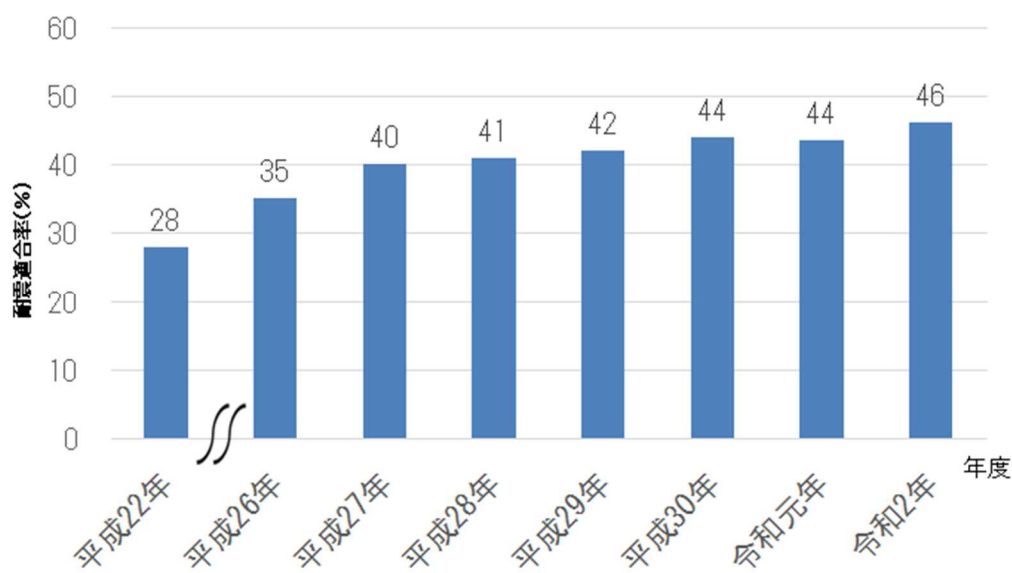
(注) 地震の名称については気象庁公表資料による

参考3-8-1 水道施設における耐震化の状況（令和元年度末）



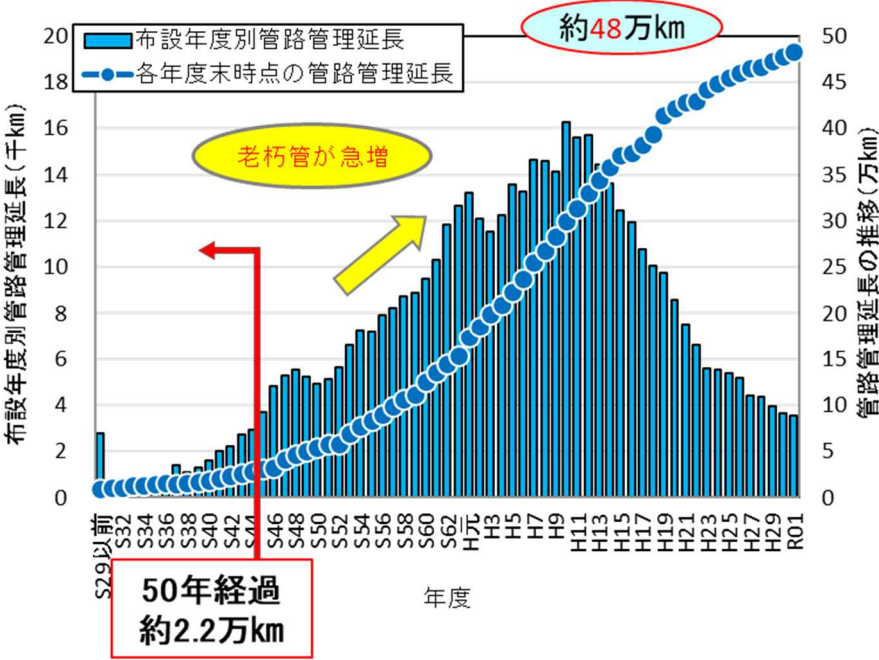
厚生労働省「令和2年度全国水道関係担当者会議資料」をもとに国土交通省水資源部作成

参考3-8-2 工業用水道施設の基幹管路の耐震化適合率



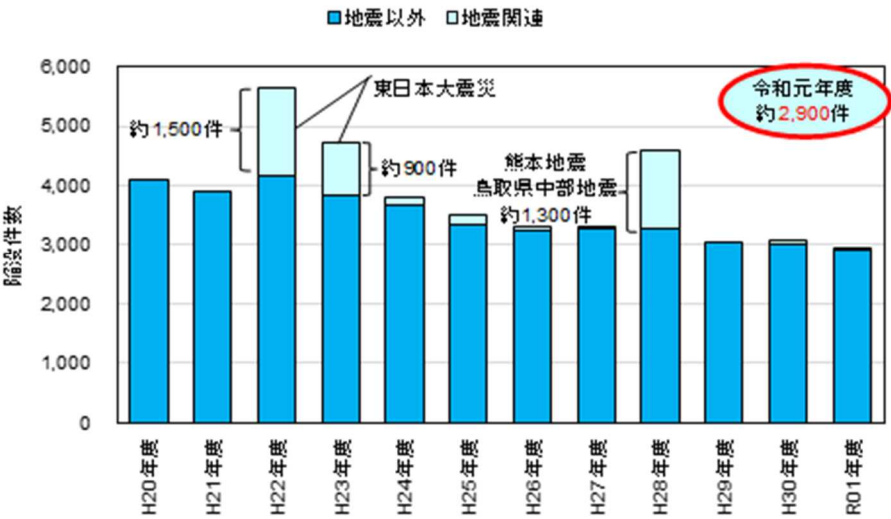
(注) 経済産業省資料を基に国土交通省水資源部作成

参考 3-8-3 下水道管路施設の年度別管理延長（令和元年度末）



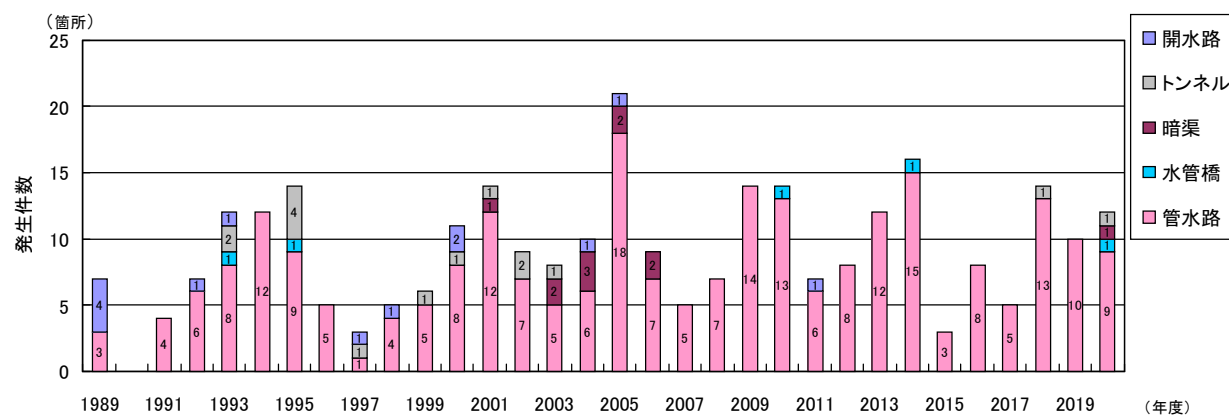
(注) 国土交通省下水道部調べ

参考 3-8-4 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移（令和元年度末）



(注) 国土交通省下水道部調べ

参考 3-8-5 水資源機構の施設における漏水事故発生件数の推移



(注) 水資源機構資料